

平成23年2月24日開催

石狩市教育委員会会議（2月定例会）資料

<議 案>

- 2 平成23年度主要施策の概要について（非公開）
- 3 石狩市条例の整備に関する条例について（非公開）
（石狩市公民館条例の一部改正について）
- 4 石狩市教育委員会特定事業主行動計画（後期計画）について（別冊）
- 5 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について・・・P3
- 6 石狩市学び交流センター条例施行期日を定める規則の制定について
・・・P4
- 7 石狩市学び交流センター条例施行規則の制定について・・・P5～P13

<報告議案>

- 1 石狩市特定事業主行動計画（後期計画）について（別冊）

<協議事項>

- 1 全国学力・学習状況調査結果の数値公表について・・・P14
- 2 小学校外国語活動について（当日配付）
- 3 学校図書館等整備基本方針について（当日配付）

<報告事項>

- 1 平成22年度石狩市・恩納村中学生交流事業について・・・P15
- 2 インフルエンザ様疾患による臨時休業の状況について・・・P16
- 3 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について（別冊）
- 4 給食費改定による栄養価等の状況について・・・P17～P18
- 5 交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について（非公開）

石 狩 市 教 育 委 員 会

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市奨学金支給条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（奨学金支給の時期） 第13条 奨学金は、<u>年2回に分けて</u>支給する。 2～3 略 （奨学金の廃止、休止及び減額の方法） 第14条 条例第8条の規定により奨学金を廃止し、休止し、又は減額したときは、教育委員会は、その都度これを委員会に報告する。 （学業成績表の提出） 第17条 条例第9条第1項の規定に基づく学年末学業成績表は、毎年4月30日までに提出しなければならない。 （届出の方法） 第18条 奨学生が、条例第9条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に別記第7号様式から別記第11号様式により、身元保証人との連名をもって在学する、又は在学した学校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出ることができないときは、身元保証人から届け出るものとする。	（奨学金支給の時期） 第13条 奨学金は、<u>年1回これを</u>支給する。 2～3 略 （奨学金の廃止、休止及び減額の方法） 第14条 条例第7条の規定により奨学金を廃止し、休止し、又は減額したときは、教育委員会は、その都度これを委員会に報告する。 （学業成績表の提出） 第17条 条例第8条第1項の規定に基づく学年末学業成績表は、毎年4月30日までに提出しなければならない。 （届出の方法） 第18条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から10日以内に別記第7号様式から別記第11号様式により、身元保証人との連名をもって在学する、又は在学した学校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出ることができないときは、身元保証人から届け出るものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成23年2月24日から施行する。

議案第6号

石狩市学び交流センター条例の施行期日を定める規則の制定について
平成23年2月24日

教育長 樋口 幸 廣

このことについて、下記のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1第3号の規定に基づき議決を求める。

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市学び交流センター条例の施行期日を定める規則

石狩市学び交流センター条例(平成22年条例第7号)の施行期日は、平成23年4月1日とする。

議案第7号

石狩市学び交流センター条例施行規則の制定について
平成23年2月24日

教育長 樋口 幸 廣

このことについて、下記のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1第3号の規定に基づき議決を求める。

石狩市教育委員会規則第 号
石狩市学び交流センター条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市学び交流センター条例（平成22年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 石狩市学び交流センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、石狩市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

(使用の承認)

第3条 条例第3条の規定によりセンターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、石狩市学び交流センター使用申請書（別記第1号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用申請書（別記第2号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、使用承認を決定したときは、条例第4条の規定による使用料を納入させたいえ、石狩市学び交流センター使用承認書（別記第3号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用承認書（別記第4号様式）を申請

者に交付するものとする。ただし、委員会は特別の事由があると認めたときは、使用料について使用後の納入を認めることができる。

（使用料の減免）

第4条 条例第4条第2項に規定する使用料を減免することができる場合及び減免率は、別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第5条 条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他第3条の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の責に帰することができない理由により、使用できなくなった場合
- (2) 使用者が、使用開始の日の5日前までに使用の取消しを申し出た場合
- (3) 委員会がその他相当の理由があると認めた場合

（使用期間の制限）

第6条 施設の使用期間は、引き続き休館日を除く3日（多目的ホールは休館日を含む7日）を超えることはできない。ただし、委員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（入館の制限等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又はセンターに入館している者にセンターの使用の停止若しくはセンターからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認める場合

（販売行為等の禁止）

第8条 使用者は、センターにおいて物品その他のものを販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、石狩市学び交流センター販売行為等承認申請書（別記第5号様式）を委員会に提出して承認を受けた場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、販売行為等承認を決定したときは、石狩市学び交流センター販売行為等承認書（別記第6号様式）を申請者に交付するものとする。

（施設、備品等のき損又は滅失の届出等）

第9条 使用者が、センターの施設、備品等をき損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項	区分		減免率
1	市が公用で使用する場合		10/10
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合	10/10
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合	5/10
3	市内の幼稚園及び保育所（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合		10/10
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合		5/10
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合		5/10
6	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10

石狩市学び交流センター使用申請書

石狩市教育委員会 様

団 体 名
申請者 代表者氏名
代表者住所

石狩市学び交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的 (行事名)					
使用責任者 氏 名		使用責任者連絡先		() —	
使用する部 屋及び時間	部屋名	使用日	使 用 開 始 時 間	使 用 終 了 時 間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
使用人数	人	使用備品			

※石狩市学び交流センター条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免申請	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市学び交流センター条例第 4 条第 2 項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当
--------------	---

石狩市学び交流センター定期使用申請書

石狩市教育委員会 様

団 体 名
申請者 代表者氏名
代表者住所

石狩市学び交流センターを定期使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的 (行事名)							
使用責任者 氏 名				使用責任者連絡先	() —		
使用する部 屋及び時間	第 1 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週) 第 5 週目を (☐ 含む、 ☐ 含まない)、祝日を (☐ 含む、 ☐ 含まない)					
		部屋名	使用開始時間		使用終了時間		使用時間
			:		:		時間
	第 2 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週) 第 5 週目を (☐ 含む、 ☐ 含まない)、祝日を (☐ 含む、 ☐ 含まない)					
		部屋名	使用開始時間		使用終了時間		使用時間
			:		:		時間
使用人数	人		使用備品				

※石狩市学び交流センター条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免申請	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 石狩市学び交流センター条例第 4 条第 2 項及び同条例施行規則別表 ____ 項 ____ 号に該当。
--------------	---

石狩市学び交流センター使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使 用 目 的 (行事名)					
使用責任者 氏 名		使用責任者連絡先		() —	
使用する部 屋及び時間	部屋名	使用日	使 用 開 始 時 間	使 用 終 了 時 間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
使用人数	人	使用備品			

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第 4 条第 2 項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当
--------------	---

石狩市学び交流センター定期使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使用目的 (行事名)								
使用責任者 氏 名				使用責任者連絡先	() -			
使用する部 屋及び時間	第 1 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週) 第 5 週目を (☐ 含む、 ☐ 含まない)、祝日を (☐ 含む、 ☐ 含まない)						
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間			
			:	:	時間			
	第 2 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週) 第 5 週目を (☐ 含む、 ☐ 含まない)、祝日を (☐ 含む、 ☐ 含まない)						
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間			
			:	:	時間			
	使用人数	人		使用備品				

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第 4 条第 2 項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当。
--------------	--

年 月 日

石狩市教育委員会 様

石狩市学び交流センターにおいて販売行為等をしたいので、次のとおり申請します。

[illegible]

年 月 日

様

下記のとおり、販売行為等を承認します。

[illegible]

< 協議事項 1 >

全国学力・学習状況調査結果の数値公表について

	メリットと考えられること
1	【数値そのものの公表にかかわって】 説明責任を果たすことができる。
2	【市町村の状況にかかわって】 各市町村の状況を把握することによって、自市の状況(立ち位置)が把握でき、改善へのきっかけとすることができる。 ・ 学校は、児童生徒の実態及び教師の指導を振り返り、学習指導方法の工夫・改善への足掛かりとすることができる。
3	【学校では】 学校は数値を意識するため、実際に学力を上げようとする努力を今以上にする。
4	【市の施策として】 結果を踏まえ、市町村独自の施策で学力向上を推し進めることができる。 ・ エキスパートサポーター事業、学力向上サポーター事業、SAT(学生・地域)事業等
5	【家庭では】 家庭教育の重要性が認識され、家庭の協力を得ることにつながり、学力の向上につながる。

	デメリットと考えられること
1	【数値そのものの公表にかかわって】 どうしても「序列」に関心が集まりがちになる。
2	【市町村の状況にかかわって】 市町村の順位付け・格付けが行われる。 ・ 当初から、都道府県のランク付けを懸念されながら、文科省がそれを否定しても、結果的に序列化されている。 ・ 序列化を招くことにより、学校に対する風当たりが強くなる。低いところはあきらめの気持ち、なげやり、自己肯定観が低くなる。
3	【学校では】 短絡的にドリル・繰り返し学習に力を注ぎ、真の学力向上には結びつかない可能性が高い。
4	【市の施策として】 市町村の財政力の差が子どもの学力差を助長する可能性がある。 ・ 教職員は人事異動の際、特定の市町村への異動希望をしなくなる。
5	【家庭では】 経済力で学力格差が目立つことが指摘されており、保護者の経済的な違いで子どもの学力差が生じる可能性があることから、今まで以上に何らかの対応が必要になる。

＜報告事項 1＞

平成 22 年度石狩市・恩納村中学生交流事業について

【日 程】 平成 23 年 2 月 27 日（日）～ 3 月 2 日（水） 3 泊 4 日

【訪問団】 23 名（団長：恩納村立安富祖中学校長）
中学生 18 名（男 3 名 女 15 名）
引率者 5 名（恩納村各中学校 3 名 教委事務局 2 名）

【交流日程】

2 月 27 日（日）

- ・ 新千歳空港着
- ・ 宿泊（シャトレーゼ ガトーキングダムサッポロ）

2 月 28 日（月）

- ・ 歓迎式（庁舎ロビー） 9：00
- ・ 学校間交流
樽川中学校との交流 10：40～
（市・学校紹介、文化交流、給食）
- ・ 市内見学・体験
石狩の歴史文化を見て、体験して 13：15～
（いしかり砂丘の風資料館見学、手作り缶詰体験）
- ・ 民泊対面式（花川南コミセン） 15：00～ 生徒は民泊
- ・ 恩納村交流団引率者歓迎会 19：00～

3 月 1 日（火）

- ・ スキー体験（手稲オリンピックスキー場） 10：00～14：00
- ・ 札幌市内のホテル宿泊

3 月 2 日（水）

- ・ 札幌市内観光
- ・ 新千歳空港発

< 報告事項 2 >

市内小中学校におけるインフルエンザの状況について

1. 市内小中学校におけるインフルエンザの集団感染による臨時休業の状況（平成23年2月21日現在）

	学級閉鎖	学年閉鎖	休校	計
小 学 校	1	0	0	1
中 学 校	0	0	0	0
計	1	0	0	1

2. 市内小中学校におけるインフルエンザの集団感染による臨時休業の状況（平成22年12月9日からの累計）

	学級閉鎖	学年閉鎖	休校	計
小 学 校	5	3	0	8
中 学 校	2	1	1	4
計	7	4	1	12

< 報告事項 4 >

給食費改定による栄養価等の状況について

・改定前:平成21年度 平均値

・改定後:平成22年8月～2月 平均値

< 小学校 >

	エネルギー	たんぱく質	脂 質	カルシウム	鉄 分	V. A	V. B1	V. B2	V. C	食物繊維
	kcal	g	g	mg	mg	μ g	mg	mg	mg	g
基準値	660	20	22	350	3.0	140	0.40	0.50	23	6.0
改定前	666	21	24	336	2.9	191	0.39	0.48	22	5.5
改定後	668	21	23	351	3.0	200	0.41	0.49	22	5.6

< 中学校 >

	エネルギー	たんぱく質	脂 質	カルシウム	鉄 分	V. A	V. B1	V. B2	V. C	食物繊維
	kcal	g	g	mg	mg	μ g	mg	mg	mg	g
基準値	850	28	28	420	4.0	210	0.60	0.60	33	7.5
改定前	816	28	28	357	3.2	248	0.52	0.53	25	4.9
改定後	847	29	30	411	3.8	299	0.59	0.58	32	7.2

給食費改定による献立作成の変化

◇充足されていなかった栄養素(カルシウム・鉄分・ビタミン類・食物繊維)を考慮した献立作成が可能になった。

- ①1部食材の使用再開(牛肉・果物など)
- ②使用量の増量(野菜など)

◇嗜好面での充実

- ①ふりかけ類・ジャムを添加することにより、主食の残量の減少
- ②デザート類(ケーキ等)・果物をつけることにより児童生徒の「楽しみ」が増え、旬を感じさせることができる。

<議 案 4 >

石狩市教育委員会特定事業主行動計画(後期計画)案

平成23年2月
石狩市教育委員会

I 基本的事項

(1) 目的

年々少子化が進行している中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主など様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）が成立しました。

法第19条では、国や地方公共団体等を「特定事業主」と定め、一つの事業主としての立場から職員の子どもの健やかな育成のための計画を策定するよう義務付けられています。

法第7条の規定に基づく行動計画策定指針が平成21年3月に全部改正されたことに伴い、同指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、事業主としての立場から、新たに石狩市立学校職員（以下「職員」という。）の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の視点を加え、より一層「職員だれもが働きやすい職場づくり」を推進するため、本行動計画を策定しました。

(2) 計画期間

法は、平成17年度から10年間の時限立法であり、本行動計画は、その後半の期間である平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。

(3) 計画の推進体制

- ① 本計画を効果的に推進するため、教育委員会事務局及び校長会等と連携を図りながら、本計画の実施状況を把握し、その結果や職員ニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行います。
- ② 本計画の取組み状況は公表することとし、計画の見直しがあった場合は、その内容を速やかに周知することとします。

<議 案 4 >

Ⅱ 具体的な内容

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中及び産後1年未満の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の工夫・見直しを行います。
- ④ 妊娠中及び産後1年未満の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

(2) 子どもの出生時等における父親の休暇の取得の促進

- ① 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇を活用しての連続休暇の取得促進について意識啓発、周知徹底を図ります。
- ② 父親が特別休暇等を取得しやすい職場の雰囲気醸成と相互応援体制の整備を図ります。
- ③ 父親の育児参加のための特別休暇制度及び育児休業等について周知徹底を図り、これら休暇等の取得を促進します。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等の周知

- ① 育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業に関する制度の周知徹底を図るとともに、特に男性職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の取得促進についての意識啓発に努めます。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きや共済組合の給付金等経済的支援措置について説明を行います。

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 校長会等の場において、育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の制度の趣旨を周知徹底するとともに、各所属長は職員の意識改革に努めます。
- ② 育児休業の取得の申し出があった場合、本人の希望を踏まえ、当該職員が安心して育児休業を取得できるよう、業務分担の工夫・見直しを行います。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 各種制度の内容、復帰後の勤務内容に対する照会・相談、必要な資料の送付依頼など気兼ねなくできるよう、職場での相互応援に努めます。

<議 案 4 >

- ② 職場復帰時に育児休業期間中の担当業務の経過等の説明をするとともに、仕事と子育ての両立の観点から業務分担の工夫・見直しを検討し、職場全体での相互応援体制を確立します。

エ 育児休業等の取得時の代替要員の確保

- 育児休業や育児短時間勤務の取得に伴って必要となる代替職員の確保については、同職種の職員の確保にできる限り努めます。

※ 以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を、

男性 10%以上

女性 おおむね100% とする。

(4) 時間外勤務の縮減等

ア 勤務時間の割り振り

- 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員が早出・遅出勤務を申し出た場合、当該職員に配慮して勤務時間を割り振ります。

イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。

ウ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- 時間外勤務縮減の強調運動期間を育児支援強化期間と位置付けるとともに、他機関の取組と連動させ、各所属において業務の実態に応じた退庁日を設定するなど、時間外勤務の縮減について、全職員の意識啓発を図ります。

エ 事務の簡素合理化の推進

- ① 職員に効率的な事務遂行の意識啓発を図り、職場での相互応援体制の整備と相互応援がしやすい雰囲気醸成に努めます。
- ② 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性について十分検討のうえ実施し、併せて、既存の事業等との関係を整理し、廃止できるものは廃止します。
- ③ 会議・打合せを行う場合は、会議資料の事前配布などにより、短時間で効率的な進行ができるよう、工夫に努めます。

オ その他

- 時間外勤務の状況などを適正に把握するように努め、必要な情報の提供や必要に応じた指導を実施します。

＜議 案 4＞

（５）休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 校長会等の場において、休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行います。
- ② 管理職員が、休暇状況を把握するなど計画的な休暇取得をサポートし、年休等を取得しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、業務の計画的な執行管理や相互協力体制の整備を図ります。

イ 連続休暇等の取得の促進

次のような時期には、業務の調整を図り、できる限り連続した休暇取得となるよう努めます。

- ① 月曜日・金曜日と合わせた連続休暇
- ② 子どもの予防接種、健康診査実施日
- ③ 子どもの春休み、夏休み、冬休み
- ④ 入学式・卒業式・授業参観等学校行事・ＰＴＡ行事
- ⑤ 国民の祝日、ゴールデンウィークや年末年始
- ⑥ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日

※ 時間外勤務の縮減や積極的な休暇取得を図ることにより、職員１人当たりの年休の平均取得日数を１６日以上となるよう努めます。

ウ 特別休暇の取得促進

- 小学校就学の始期に達するまでの子どもの予防接種を受けさせるための職務専念義務の免除、中学校の始期に達する子どもの看護（看病や通院付添など）を行うための看護休暇の制度を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、積極的に取得できる職場の雰囲気醸成を図ります。

（６）子育てに関する意識啓発の促進

- 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を是正するため、子育て支援制度の趣旨等について、各種会議等を積極的に活用し、意識啓発に努めます。

（７）介護を行う職員の両立支援

- 家族等の介護を行う職員について、介護休暇・早出遅出勤務・超過勤務の制限など、子育てを行う職員と同様に取組を進めていきます。

<議 案 4 >

Ⅲ 地域や職場を通じた子育て支援

(1) 子育てバリアフリー

- 子どもを連れて人が気兼ねなく来校できるよう、親切、丁寧な応接対応を行うなどソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- 全道各地で行われる子ども・子育てに関する事業に率先して参加するとともに、周囲の職員へも参加を促します。

(3) 交通安全の一層の徹底

- 子どもを交通事故から守るため、職員に対し、公用・私用の別を問わず、交通安全の徹底を図るよう、一層の注意喚起に努めます。

石狩市特定事業主行動計画（後期計画）

平成23年2月

石狩市長
石狩市議会議長
石狩市教育委員会委員長
石狩市選挙管理委員会委員長
石狩市代表監査委員
石狩市農業委員会会長

1 計画の目的

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育つ社会を目指し、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。

この法律により、地方公共団体等は「特定事業主」として、職場で働く職員を雇用する立場からの次世代育成支援についてを記載した「特定事業主行動計画」の策定が義務付けられました。

このことを受け、石狩市では私たち市職員が、市民全体の奉仕者であるという立場を踏まえつつ、職員の能力が十分に発揮できるような、仕事と子育ての両立を目指した職場を作ることを目的に、平成17年4月からの5年間で前期計画期間とする「石狩市特定事業主行動計画」を策定しました。

本計画は、「石狩市特定事業主行動計画」に引き続く後期計画として策定するものです。

子どもたちの健やかな育成の必要性を理解し、職場全体で助け合い、支えあい、この計画に取り組んでいきましょう。

2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限的な法律です。

この計画は、その後半の期間である平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間で計画期間とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

< 報告議案 1 >

3 推進体制

計画を効果的に実施するため「石狩市特定事業主行動計画推進委員会」を設置し、円滑な実施や達成状況の点検、子育て中の職員に対するアンケートの実施等を行うほか、必要に応じて計画の見直しについて検討を行います。

なお、前年度の取り組み状況や目標に対する実績等を、毎年、ホームページで公表し、計画の見直しを行った場合は、その内容を速やかにお知らせします。

～石狩市特定事業主行動計画推進委員会の組織～

- ・ 委員長（総務部長）
- ・ 副委員長（総務課長）
- ・ 特定事業主行動計画策定委員会委員（男女各1人）
- ・ 公募職員（男女各2人）
- ・ 組合推薦職員（2人）

- ・ 事務局（総務部総務課職員担当）

4 具体的な内容

以下に掲げる具体的な内容については、平成17年に策定した前期の「石狩市特定事業主行動計画」を基に、この計画策定のために設置した「特定事業主行動計画策定委員会（育児休業取得者、子育て職員等10名で構成）」において検討し、各部局からの意見を反映の上、策定しました。

育児休業、部分休業等の取得促進

（1）育児休業の取得による代替職員の確保

育児休業の取得による代替職員については、短期間の育児休業の取得の場合を除き、基本的に人事異動により確保します。

ただし、国家資格等が必要な職場において、その措置が難しい場合には、業務内容、育児休業の取得期間等の状況を勘案し、臨時職員、非常勤職員等により対応します。

＜報告議案 1＞

- ※ 代替職員の確保にあたっては、所属長と人事所管部局において、十分に協議を行った上で取り進めることとします。

（２）男性職員の育児休業の取得促進

- ① 男性職員の育児休業の取得について短期間の育児休業の取得を奨励するとともに、モデルケースを作成し経済的な側面等の情報を提供します。
- ② 所属長は、育児休業の取得を希望している男性職員がいる場合、職場内の事務分担の見直しや応援体制の構築等の対応に努めます。

- ※ 特に母体に一番負担のかかる出産後８週間の期間に焦点をあて取得促進に努め、後期計画期間中に延べ５人の取得を目指します。

（３）育児休業、部分休業等の制度の周知徹底

- ① 育児休業、部分休業等の制度内容について、全職員が理解する必要があるため、庁内 LAN 等を活用する等、全職員に周知徹底を図り取得を促進します。
- ② 育児休業等の取得を希望している職員がいる場合、その職員の所属長に対し、理解と認識がより高まるよう個別に制度の周知を行います。

（４）妊娠・出産・育児に係る制度の個別説明及び相談対応

人事所管部局において、父親・母親になることがわかった職員に対し、妊娠・出産・育児に関係する休暇や手当、給付金等の制度について、個別説明及び相談対応を行い、安心して出産を迎えることができるようにします。

なお、その際、本人の希望があれば所属長の同席を可能とし、所属長の制度の理解を深めます。

（５）「子育てサポート相談員」の創設

市から委嘱を受けた育児休業取得、子育て経験職員による「子育てサポート相談員」を設置し、仕事と子育ての両立等への不安や悩みごとに対し、総合的に支援する体制を整備します。

< 報告議案 1 >

(6) 育児休業の取得者に対する円滑な職場復帰の支援

所属長は育児休業中の職員に対し適宜連絡を取るとともに、復帰の2～3か月前には、希望に応じて職場復帰に際しての不安を抱かぬよう、休業期間中における業務の動き等について必要な情報の提供に努めます。

(7) 育休取得者による育休体験発表会の開催

育児休業、部分休業等の取得促進と職員の理解を深めるため、職員向け研修会「職員セミナー」等において育児休業取得者による育休体験発表会を開催します。

休暇の取得促進

(8) 配偶者出産時及び出産後における特別休暇の取得促進

- ① 配偶者出産休暇、子の看護休暇、男性職員の育児休暇の制度内容について、庁内 LAN 等を活用し、全職員に周知徹底を図り、取得を促進します。
- ② 所属長は、突発的な子どもの病気や用事等で職員が休暇を取得する場合においても、業務に支障が出ないように、職場内の事務分担の見直しや応援体制の構築等の対応に努めます。

※ 制度内容についてのQ & A集等を作成するとともに、庁内 LAN 等を活用する等、制度の周知徹底を図ります。

【制度内容】

～石狩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則～

- ・ 配偶者出産休暇…職員の配偶者が出産する場合に、1 日または1 時間の単位で3 日以内
- ・ 子の看護休暇…養育している小学校就学前の子どもが負傷または疾病にかかり世話をする必要がある場合に、1 日または1 時間の単位で5 日以内
 - ※ 小学校就学前の子どもが2 人以上の場合は1 0 日以内
 - ※ 平成2 3 年4 月から対象年齢を中学校就学前までに拡大予定
- ・ 育児参加休暇…職員の配偶者が出産する際、当該出産に係る子どもまたは小学校就学前のこどもの養育のために勤務しないことが相当であると

< 報告議案 1 >

認められる場合に、1 日または1 時間の単位で5 日以内

(9) 休暇の取得促進

- ① 所属長は、職場内の事務処理体制の整備に努め、年次有給休暇と週休日、休日等と組み合わせた連続休暇の取得の促進を図ります。
なお、職員のライフスタイルに合わせた以下のような休暇の取得スケジュールを作成し、職員間で共有する等、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
 1. 週休日とその前後の平日を組み合わせた連続休暇
 2. 祝日と組み合わせた連続休暇（ゴールデンウィーク等）
 3. 入学式、卒業式、授業参観、運動会、学芸会等の学校行事に参加するための年次休暇
 4. 子どもの春休み、夏休み、冬休みに合わせた年次休暇
 5. 職員や家族の誕生日等、家族の記念日に合わせた年次休暇
- ② 年次有給休暇の取得率が低い部局に対し、人事所管部局によるヒアリング等を実施し、所属長へ事務処理体制の改善策の協議を行う等の対応を行います。

※ このような取組みを通じて年間16 日以上 of 年次有給休暇の取得を目指します。

時間外勤務の縮減

(10) 所属長による子育て職員等への配慮

人事所管部局によるヒアリング等で所属長に子育て職員や妊娠中の職員への時間外勤務について制度内容を周知するとともに、配慮を求めるよう指導します。

※ 時間外勤務は組織全体の問題ではありますが、子育て職員等に対する所属長の配慮が不可欠という観点から、現在実施している時間外勤務手当配分に係るヒアリング時に所属長と十分協議し、配慮を求めます。

【制度内容】

～石狩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例～

・ 3歳に満たない子どもを養育している職員が請求した場合は、業務に支障が

＜報告議案 1＞

ない限り、時間外勤務をさせることができません。

- ・小学校就学前の子どもを養育している職員が請求した場合は、業務に支障がない限り、1ヶ月24時間、1年150時間を超えての時間外勤務や夜間（午後10時から翌日の午前5時まで）における勤務をさせることができません。

～母性保護等に係る労働基準法～

- ・妊娠中または出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合は、時間外労働や休日労働、深夜業をさせることができません。

（11）時間外勤務の縮減

恒常的に時間外勤務が行われている部局に対し、人事所管部局において所属長とその改善策（事務処理体制の改善策等）について協議する等の対応を行い、可能な限り時間外勤務の縮減を図ります。

（12）一斉退庁日の強化

毎週水曜日の一斉退庁日には、所属長は特別な事由がない限り時間外勤務命令をしないととも、所属長自ら率先して定時退庁する等、帰庁しやすい職場環境づくりに努めます。

（13）各課退庁日の設定

各所属において、月1回以上の定時退庁日を設定し、所属長のもと実施するよう推進します。

- ※ 毎週水曜日の一斉退庁日のほか、業務の実態に応じた各課退庁日を所属ごとに設定し、時間外勤務の縮減に努めます。

（14）会議の勤務時間内実施

所属長は、各種会議の実施にあたり、やむを得ない場合を除き、時間外勤務に及ばないような会議時間を設定するよう努めます。

- ※ 所属長は、電子メールの活用、事前の資料配布等により、会議や打ち合わせを簡素化するよう努めるとともに、支所や出先機関の職員が出席する本庁での会議等の実施にあたっては、往復に要する時間も含め、原則、時間外勤務に及ば

< 報告議案 1 >

ないように努めます。

子育て環境の改善に向けて

(15) 子育て環境の改善に向けた制度の拡充

- ① 平成23年4月から変則的な勤務体系が可能である「早出遅出勤務制度」を導入します。
- ② 平成23年4月から「子の看護休暇」の対象となる子どもの年齢を、小学校就学前から中学校就学前までに拡大します。

(16) 早期職場復帰に向けた子育て環境整備

早期職場復帰が可能となる子育て環境の整備に向けた「事業所内保育所(託児)」の開設について検討します。

※ 社協・商工会議所・農協・漁協等市内関係事業所との共同設置についても視野に入れて検討します。

その他子育て支援について

(17) 子どもとふれあう機会の充実

- ① 若年層の職員を対象に、保育園や児童館において、地域の子どもとの「1日ふれあい体験」を実施します。
- ② 市役所庁舎、各支所及び各施設に職場見学や授業の一環として訪れる子どもたちに積極的に協力し、交流を深めます。
- ③ 所属長は地域で行われている子ども・子育てに関する活動や交通安全活動、防犯活動等に参加しやすい職場環境づくりに努め、職員の積極的な参加を支援します。

学校図書館等整備方針 骨 子 (案)

【目 次】

- 1 はじめに
- 2 学校図書館の位置付けと役割
- 3 施策の具現に向けて
- 4 今後の取り組みについて
- 5 資 料

石狩市教育委員会

1 はじめに

(背景)

近年、生活環境の変化や情報メディアの発達、普及などを背景に、国民の読書離れ、活字離れが指摘されています。

- ・読書、情報収集・選択の能力
- ・読解力 (OECD、PISA)
- ・学習指導要領
- ・石狩市教育プラン等

(学校図書館の位置付け・課題など)

学校図書館は、学校図書館法(1953年8月8日制定)に基づいてその設置が定められています。また同法で、その目的、定義、運営などが規定され、学校図書館の意義と機能を明らかにしています。

しかし実際は、施設設備、資料の収集、人的体制などの面から見ても、望ましい学校図書館の姿とは言えない状況にあり、これは本市に限らず、全国的な現状と言えます。

学校図書館の機能を十分に発揮していくことが求められています。

(整備方針の位置付け)

「教育プラン」「子どもの読書活動推進計画」「図書館ビジョン」の3つの計画の中で、いずれも学校図書館の充実やその支援を掲げています。

これらの施策の計画的な具現化を図るため、学校図書館の整備に関わる方針を定めます。

2 学校図書館の位置付けと役割

- (1) 学校図書館法
- (2) 学習指導要領
- (3) その他
 - ・子ども読書活動推進法 (2001 年)
 - ・文字・活字文化振興法 (2005 年)

3 施策の具現に向けて

教育プランにおける施策に基づき、次の3つの視点から現状と課題を踏まえ、今後の求められる方向性を示すこととする。

(1) 蔵書の充実について

- ① 現 状
 - 蔵書の状況

【資料】

- ・学校図書館図書標準 (1993 年：文部科学省)
- ・新学校図書館図書整備5か年計画 (2007 年度から)
- ・石狩市学校図書館の蔵書数、図書標準、図書費等

- ② 課題と方策
 - 蔵書数 (図書標準との関係を考慮)
 - 蔵書構成 (読み物と学習資料等のバランスなど)
 - 選書、廃棄

(2) 体制の整備について

- ① 現 状
 - 専門職員の配置 (司書教諭、学校司書)
 - ネットワーク (公共図書館、学校間等)

【資料】

- ・石狩市の専門職員配置状況
- ・双葉小学校モデル事業の実績 (アンケート結果含む)
- ・全国学力・学習状況調査

② 課題と方策

- 専門職員の配置
 - ・読書活動
 - ・授業、教員支援
- ネットワーク
 - ・オンラインシステム

(3) 地域等との連携について

① 現 状

- PTA、地域等の関わり
- 市民図書館との連携
- 地域課題への対応

【資料】

- ・双葉小学校モデル事業の実績（アンケート結果含む）
- ・学級団体貸出（巡回文庫）、学校図書館活性化事業実施状況

② 課題と方策

- 地域人材の活用
- 市民図書館との連携
 - ・学校、学校司書等への支援
 - ・地域の読書活動推進
 - ・図書館分館との連携
- 地域ニーズ等への対応
 - ・子どもの居場所づくり

4 今後の取り組みについて

(1) 学校における取り組み

- 組織的な推進体制の整備
- 学校図書館活用（経営）計画の策定
- 図書選定（廃棄）基準の策定

(2) 教育委員会による条件整備・支援

- モデル事業の実施
 - ・学校図書館の活性化
 - ・地域連携と利用サービス
 - ・学校図書館と市民図書館等との連携
- 研修機会の提供

[参考資料] 学校図書館法

(沿革)

昭和28年8月8日法律第185号制定

平成13年3月30日法律第9号最終改正

第1条(この法律の目的) この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「学校図書館」とは、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを見学又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

第3条(設置義務) 学校には、学校図書館を設けなければならない。

第4条(学校図書館の運営) 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

第5条(司書教諭) 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第6条(設置者の任務) 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

第7条(国の任務) 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 2 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く。)の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 3 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則 抄

1(施行期日) この法律は昭和29年4月1日から施行する。

2(司書教諭の設置の特例) 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

参考: 学校図書館法の一部を改正する法律(平成9年6月11日法律第76号制定)

学校図書館法(昭和28年法律第185号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第2項中「当分の間」を「平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)」に改める。

学校図書館法の一部を改正する法律 新旧対照条文
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(司書教諭)	(司書教諭)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。	3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
4 略	4 略
付 則	付 則
(司書教諭の設置の特例)	(司書教諭の設置の特例)
2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。	2 学校には、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

[参考資料]

文部省「学校図書館図書標準」の設定について（通知）

（沿革）平成5年3月29日文初小第209号

各都道府県教育委員会あて初等中等教育局長通知

学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っております。特に、今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童生徒の読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっております。

このたび、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、別途のとおり「学校図書館図書標準」を設定しましたので、下記事項に留意して学校図書館の図書を整備するようお願いいたします。

なお、貴管下市（区）町村教育委員会に対し、このことを周知し、公立義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備が図られるよう指導願います。

記

- 1 「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものであること。
- 2 「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を整備するための所要の財源については、平成5年度を初年度とする5か年計画により地方交付税により措置される予定であること。（平成5年度地方交付税措置については別途通知すること。）
- 3 各学校においては、学校図書館の図書の整備状況や実情に応じ、計画的な図書の整備に努められたいこと。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 盲学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,600
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 盲学校（中等部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$

オ 聾学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

カ 聾学校（中等部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

キ 養護学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

ク 養護学校（中等部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

「新学校図書館図書整備5か年計画」について

背景

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月公布・施行)」
- 「文字・活字文化振興法(平成17年7月公布・施行)」

子どもの読書活動の推進のため、学校図書館の充実が必要

現状

- 学校図書館図書標準(注1)を達成した学校の割合は、
小学校37.8% 中学校32.4%(平成17年3月時点)

(注1)平成5年策定の公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備の目標

- 図書整備については、「学校図書館図書整備5か年計画」により、毎年約130億円、総額約650億円を「増加冊数分」(注2)として地方財政措置(平成14年度～平成18年度)

(注2)図書標準達成のために増やすべき冊数

学校図書館図書標準達成のためには、「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」(注3)も含めた図書整備のための継続的な財源確保が必要

(注3)廃棄される図書を更新するための冊数

「新学校図書館図書整備5か年計画」

- ◆ 平成19年度から平成23年度の
5年間で、学校図書館図書標準の達成を目指す

- ◆ 更新冊数分を措置

＜財政規模＞ 約1,000億円(単年度約200億円)

(内訳)

増加冊数分: 約400億円(単年度約80億円)
更新冊数分: 約600億円(単年度約120億円)

学校名	達成率	学校図書館図書標準 の定める冊数	H20年度末の学校図 書館の蔵書冊数	H21年度中に購入し た学校図書館図書の 冊数	H21年度中に寄贈を 受けた学校図書館図 書の冊数	H21年度中に廃棄等 した学校図書館図書 の冊数	H21年度末の学校図 書館の蔵書冊数	増加冊数
石狩小学校	96.9%	5,560	5,149	229	10	0	5,388	239
花川小学校	54.9%	8,360	5,473	301	8	1,193	4,589	▲ 884
生振小学校	81.0%	5,080	3,774	246	97	0	4,117	343
南線小学校	66.9%	12,560	8,032	384	0	14	8,402	370
花川南小学校	95.4%	10,960	11,247	250	245	1,287	10,455	▲ 792
紅南小学校	88.9%	9,560	8,455	236	12	200	8,503	48
八幡小学校	126.0%	5,560	6,770	197	41	0	7,008	238
緑苑台小学校	57.6%	9,560	4,504	337	662	0	5,503	999
双葉小学校	126.1%	6,520	15,898	294	12	7,980	8,224	▲ 7,674
厚田小学校	145.1%	4,040	5,479	85	300	0	5,864	385
望来小学校	97.0%	3,520	3,216	190	7	0	3,413	197
聚富小学校	47.7%	4,560	2,025	138	14	0	2,177	152
浜益小学校	72.9%	5,080	5,080	133	0	1,511	3,702	▲ 1,378
石狩中学校	104.6%	6,720	6,540	445	43	0	7,028	488
花川中学校	73.3%	11,200	8,210	210	0	210	8,210	0
花川南中学校	106.8%	10,720	11,022	359	13	0	11,394	372
花川北中学校	109.8%	11,200	11,755	532	15	0	12,302	547
樽川中学校	91.7%	11,200	9,492	748	27	0	10,267	775
厚田中学校	89.1%	5,440	4,625	157	65	0	4,847	222
聚富中学校	47.7%	4,560	2,025	138	14	0	2,177	152
浜益中学校	51.8%	6,080	3,038	92	18	0	3,148	110
小中合計	86.5%	158,040	141,809	5,701	1,603	12,395	136,718	▲ 5,091

[illegible][illegible]

ブックンボックス(学級団体貸出)申込・貸出状況

小 学 校	学校名	H22年度(申込)	H21年度(実績)	H20年度(実績)
	石狩小	7	6	6
	花川小	12	13	12
	生振小	6	6	申込なし
	南線小	5	申込なし	申込なし
	花川南小	19	申込なし	18
	紅南小	16	12	12
	八幡小	7	6	申込なし
	緑苑台小	17	16	13
	双葉小	13	若葉 7 紅葉山 6	若葉 7 紅葉山 7
	厚田小	5	4	4
	望来小	4	3	0
	聚富小	—	4	4
	浜益小	6	6	6
	計	117	89	89

中 学 校	学校名	平成22年度(申込)	H21年度(実績)	H20年度(実績)
	石狩中	—	—	4
	花川中	12	—	—
	花川南中	—	学校図書室貸出	—
	花川北中	—	—	—
	樽川中	—	—	—
	厚田中	—	—	—
	聚富中	—	3	3
	浜益中	—	—	3
	計	12	3	10

合計	129	92	99
----	-----	----	----

学校図書館活性化事業

1 実績

- 平成18年度 花川南小学校
- 平成19年度 紅南小学校
- 平成20年度 厚田小学校
- 平成21年度 浜益小学校 浜益中学校
- 平成22年度 石狩小学校 望来小学校

2 事業の概要

(1) 使いやすい図書館

- ①除籍
- ②分類
- ③ラベル（請求記号）貼り
- ④特集コーナー作り

(2) 魅力ある図書館

- ①おはなし会、ブックトーク
- ②先生サポート

(3) フォローアップ

(4) 重点学校支援

＜協議事項 3＞

小学校外国語活動について

英語サポート事業について

1. 目的と内容

- 新学習指導要領では小学校 5・6 年で週 1 コマ「外国語活動」を実施することとなりました。外国語活動においては、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として様々な活動を行います。
- 石狩市では、平成 21 年度及び 22 年度における移行期間において、平成 23 年度の本格実施に向け、旧石狩市内小学校 10 校は NPO 教育支援協会北海道と委託契約を締結し、厚田区及び浜益区小学校は ALT を活用し、各学級年間 10 時間の支援を行っています。

2. 事業の検証

- 新学習指導要領への移行期間における各学校の取り組みについては、外国語活動を含め、学校訪問・学校評価にかかる学校ヒアリングを中心に、各種研修を含めた準備の進捗状況や、「英語サポート事業」の検証を実施してきた。
- 各小学校においては、本格実施を見据え、道教委による研修プログラムを完全に実施したうえ、独自の研修を実施する学校もあった。
- そうした中、「英語サポート事業」は、外国語活動の理想的な進め方を学校に提示及び実践し、座学では体験できない授業を教員に示すことができた。

3. 今後の支援

- 小学校における外国語活動について、各種意見情報交換並びに基本方針共有の中心となるのは、教職員であると考える。
- 23 年度から、石狩教育振興会「英語部会」が中心となり、課題抽出、5・6 年生担任へのサポート策など、自発的な活動を行うことになっており、市教委と連携することを確認している
- 市教委としても、積極的にサポートする。

小学校外国語活動アンケート

1. 英語サポート事業はお役に立ちましたか？（浜益小、厚田小、望来小、聚富小を除く）

● （答え）

-  石狩小：外国語活動の本格実施に向け、児童の興味・関心を高めたり、教職員の研修を深めたりするのに効果がありました。
-  花川小：非常に役立った。教育支援協会の方には All English での授業の進め方や活動の仕方、ALT の方にはネイティブの英語に触れる機会と外国の文化への興味をもたせてくれ、どちらも外国語活動を新鮮でわくわくする活動にすることができたと思う。
-  生振小：講師の方と TT で授業を行うことで指導法も学ぶことができた。
-  南線小：年間 80 時間（各学級 10 時間）のサポートにより児童の学習意欲が高まった。また、担任は次年度以降に向けて研修にもなった。
-  紅南小：たいへん役立っている。
-  八幡小：非常に助かった。ただ、実情はほぼ講師が T1 になり主で授業を行い、担任が T2 的な役割だった。
-  緑苑台小：役に立ちました。
-  双葉小：NP0 の支援により外国語活動の具体的イメージを教員がもつことができ、たいへん有効だった。

2. 校内研修は予定通り実施されていますか？

① 石狩小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>12 回</u>	<u>240 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>200 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>40 名</u>
② 花川小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>12 回</u>	<u>122 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>18 回</u>	<u>198 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>110 名</u>
③ 生振小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>15 回</u>	<u>150 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>15 回</u>	<u>165 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>110 名</u>
④ 南線小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>350 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>8 回</u>	<u>304 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>5 回</u>	<u>198 名</u>
⑤ 紅南小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>10 回</u>	<u>250 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>18 回</u>	<u>450 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>未定</u>	
⑥ 八幡小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>6 回</u>	<u>60 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>6 回</u>	<u>60 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>5 回</u>	<u>50 名</u>
⑦ 緑苑台小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>2 回</u>	<u>50 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>2 回</u>	<u>52 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>未定</u>	
⑧ 双葉小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>7 回</u>	<u>45 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>14 回</u>	<u>42 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>未定</u>	
⑨ 厚田小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>15 回</u>	<u>105 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>15 回</u>	<u>120 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>8 回</u>	<u>64 名</u>
⑩ 望来小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>30 回</u>	<u>150 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>30 回</u>	<u>210 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>30 回</u>	<u>180 名</u>
⑪ 聚富小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>3 回</u>	<u>24 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>3 回</u>	<u>18 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>6 回</u>	<u>36 名</u>
⑫ 浜益小		
• (答え) 平成 21 年度実施回数と参加者数	<u>5 回</u>	<u>50 名</u>
• (答え) 平成 22 年度実施回数と参加者数	<u>5 回</u>	<u>50 名</u>
• (答え) 平成 23 年度予定回数と参加者数	<u>5 回</u>	<u>50 名</u>

3. 5年生6年生の担任以外の教諭の準備は予定通り実施されていますか？

● (答え)

- ✚ 石狩小：今年度作成した教材を次年度にむけて保管している。過去2年間でNPO 教育支援協会北海道の授業を全員が経験、参観してきた。授業記録(DVD)を作成している。
- ✚ 花川小：予定通り研修として実施。
- ✚ 生振小：予定通り行っている。1～4年担任は教職員研修のひとつとして5・6年生の授業を参観することで、授業イメージができてきた。
- ✚ 南線小：校内研修には全教師が参加しているが、準備には個人差がある。
- ✚ 紅南小：実施している。
- ✚ 八幡小：進んでいるとはいえない状況である。高学年の担任とその他の学年では外国語活動に対する温度差がかなりある。
- ✚ 緑苑台小：全体での研修を実施した。授業に必要な教材等の準備を実施した。
- ✚ 双葉小：研修機会は確保したが、5・6年生担任と比べると問題意識の高まりとしては、もう一息と感じる。
- ✚ 厚田小：基本的な押さえはできている。
- ✚ 望来小：実施している。
- ✚ 聚富小：研修は教員が全員で同じ内容のものを実施している。
- ✚ 浜益小：研修を実施している。しかし、5・6年生担任に比べ、ALTとの打ち合わせ、中学校英語教諭との連携等による情報量は少ない。

4. 外国語活動に求められている指導力に対し、どの程度到達していますか？

● (答え) _____ %程度

- ✚ 石狩小：60%
- ✚ 花川小：90% 予定された研修が実施されていること(指導力向上研修、英語運用能力向上研修)を完了していることではほぼ到達していると考えるが、あと10%は実践という形で1～4年の担任教諭は未経験であることからこの数値とした
- ✚ 生振小：80%
- ✚ 南線小：60%
- ✚ 紅南小：70%
- ✚ 八幡小：70%
- ✚ 緑苑台小：70%
- ✚ 双葉小：80%
- ✚ 厚田小：移行措置最終年度としておおむね到達している
- ✚ 望来小：80%
- ✚ 聚富小：75%
- ✚ 浜益小：80%

5. 外国語活動を本格実施するに当たり、英語サポート事業に替わる支援が必要ですか？

● (答え)

- 石狩小：必要
- 花川小：必要。
- 生振小：必要
- 南線小：必要
- 紅南小：必要
- 八幡小：必要
- 緑苑台小：必要
- 双葉小：必要
- 厚田小：必要
- 望来小：無回答
- 聚富小：必要
- 浜益小：必要

6. 希望する支援内容は？

● (答え)

- 石狩小：教材をそろえるための予算措置
- 花川小：全ての授業（年間 35 時間、5・6 年生）に教育支援協会の方か ALT が入ってくれること。
- 生振小：教材（ソフト）、支援講師（10 時間程度）
- 南線小：学担による授業支援、実際の発音を聞かせる、教材や指導法の紹介、教材準備
- 紅南小：外国語活動専任教師の配置
- 八幡小：まずは各学校の現状を捉え、石狩市の小学校としてどのように取り組んでいくのか、あるいはどのようなところで困り感をもっているのかをざくばらんに話せる場（連絡会議）が必要。その後にこんな支援が必要だという話になるとおもうのだが。今の現状のように、学校ごとにマチマチである。外国語活動のねらいは何か、それによってどのような子どもを育てていくのかが抜け落ちている。外国語活動のねらいをしっかりと焦点化した授業の構築が急務である。
- 緑苑台小：ALT と同じ支援
- 双葉小：外部人材との仲介
- 厚田小：あくまで担任が指導する上で、ネイティブのサポートがなるべく入ったほうが良いと考える。
- 聚富小：ALT 事業の継続。
- 浜益小：市内英語推進に関わる委員会が必要。英語、外国語推進に関わる情報の共有が必要。ALT による TT 指導。日本人による英語支援員の配置（ALT と違い、打ち合わせ等が必要なく、TT 指導がスムーズに行えることから、ALT とは違ったよさがある）。小中連携の見地から、中学校英語教諭の派遣。

平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 石狩市における調査結果の状況

調査の概要

○ 調査の目的

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。また、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てます。

なお、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、文部科学省が調査対象として抽出した学校において行ったところですが、石狩市では、市内の小中学校の児童生徒の状況を把握・分析する目的で、当該調査にあわせ、抽出校以外を含めた全小中学校において同様の調査を実施したところです。

○ 調査の対象学年

小学校第5学年及び中学校第2学年

○ 調査の内容

① 児童・生徒に対する調査

ア 実技に関する調査（以下「実技調査」という。） 測定方法等は新体力テストの方法による。

〔小学校8種目〕握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

〔中学校8種目〕握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査

運動習慣、生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）

② 学校に対する質問紙調査

子どもの体力向上に係る地域・家庭等との連携及び特別活動等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）

○ 調査の方式

全国・北海道については、文部科学省が調査対象として抽出した学校において行った（抽出調査）。

石狩市については、

- ・市内小中学校のうち、上記抽出調査対象となった学校については、その調査による。
- ・上記以外の学校については、抽出調査と同様の方法により、市が独自に調査を行った。
- ・調査結果の数値等は、上記両者を合算して算出した。

○ 調査期間

平成 22 年 4 月から 11 月末までの期間で実施（抽出調査については、4 月～7 月末）

○ 参加状況

	小 学 校		中 学 校	
	学校数（抽出率％）	児童数	学校数（抽出率％）	生徒数
全 国	4,278 校（18.6）	202,183 人	2,057 校（18.6）	196,271 人
北海道	161 校（12.0）	6,179 人	84 校（11.6）	5,895 人
石狩市	13 校（100.0）	508 人	8 校（100.0）	535 人

※全国・北海道は、札幌市を含む。

※小学校には特別支援学校小学部を、中学校には中等教育学校（北海道は除く。）及び特別支援学校中等部を含む。

※抽出率の分母となる学校総数は平成 21 年度学校基本調査によるものであり、特別支援学校を含んだ数である。

※石狩市の数値は、抽出分と市独自調査分を合算した数値を記載した。（したがって、全校で調査したため、抽出率 100％と表記した。）また、参加児童数、生徒数はもっとも参加数の多かった種目の参加人数を記載した。

○ 用語解説と説明

体 力 テ ス ト 種 目		単位	体 力 要 素	測 定
①	握力	kg	筋力	左右握力の平均値
②	上体起こし	回	筋パワー・筋持久力	30秒間に上体を起こした回数
③	長座体前屈	cm	柔軟性	長座位で前屈したときの両手の前方への移動距離
④	反復横とび	点	敏捷性	20秒間に両脚で左右側方に反復跳躍した回数
⑤-1	持久走（中学校選択）	秒	全身持久力・長距離走能力	男子1500m、女子1000mの走行時間
⑤-2	20mシャトルラン（小学校、中学校は選択）	回	全身持久力	20m走行の折り返し回数
⑥	50m走	秒	疾走能力	50mの疾走時間
⑦	立ち幅とび	cm	筋パワー・跳躍能力	両脚で前方へ跳躍した直線距離
⑧	ソフトボール投げ（小学校）	m	巧緻性・投球能力	ソフトボールを遠投した距離
	ハンドボール投げ（中学校）			ハンドボール 2 号球を遠投した距離
体 力 合 計 点		点	8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した体力テスト合計得点	

※「T 得点」とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する。
平均値 50 点、標準偏差 10 点の標準得点。「T 得点＝偏差／標準偏差、偏差＝調査結果－平均値」

<標準体重と肥満度判定>

「児童・生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」より
平成18年3月31日発行 財団法人日本学校保健会

$$\begin{aligned} \text{標準体重} &= a \times \text{身長 (cm)} - b \\ \text{肥満度 (\%)} &= \left[\text{自分の体重 (kg)} - \text{標準体重 (kg)} \right] \div \text{標準体重 (kg)} \times 100 \end{aligned}$$

標準体重を求める係数

年齢	男子		女子	
	a	b	a	b
9 (小4)	0.687	61.390	0.652	56.992
10 (小5)	0.752	70.461	0.730	68.091
11 (小6)	0.782	75.106	0.803	78.846
12 (中1)	0.783	75.642	0.796	76.934
13 (中2)	0.815	81.348	0.655	54.234
14 (中3)	0.832	83.695	0.594	43.264

標準判定

肥満度	判 定	区分
50%以上	高度肥満	肥満
30～49.9%	中等度肥満	
20～29.9%	軽度肥満	
-19.9～19.9%	正 常	正常
-29.9～20%	や せ	
-30%以下	高度やせ	

体格と肥満度に関する調査の結果

【平成22年度 小学校児童】

- ・ 体格については、男女ともに、身長、体重、座高いずれも全国平均を上回っている。
- ・ 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率については、男女ともに肥満の割合が全国平均を上回っており、痩身の割合が全国平均を下回っている。

※網掛けは全国平均を上回った数値

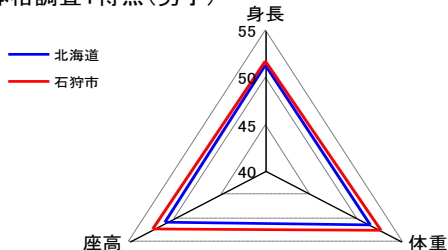
○ 小学校男子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H22	139.80	36.00	75.60	14.8	84.8	0.4
	H21	139.79	35.58	75.66	14.3	80.7	5.1
北海道	H22	139.50	35.22	75.15	13.4	84.4	2.2
	H21	139.61	35.78	75.16	15.3	82.4	2.3
全国	H22	138.76	34.07	74.87	10.2	87.5	2.3
	H21	138.85	34.05	74.88	10.2	87.3	2.5

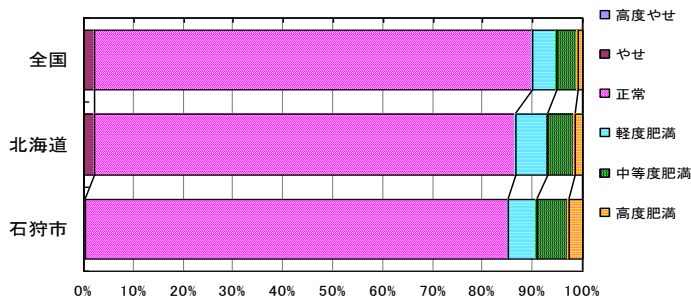
○ 小学校女子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H22	141.50	35.90	76.70	10.4	87.7	1.9
	H21	141.15	35.66	76.40	10.4	87.4	2.2
北海道	H22	140.74	34.86	76.02	10.1	87.0	3.0
	H21	140.96	35.33	76.08	11.3	86.2	2.6
全国	H22	140.17	34.13	75.87	8.0	89.5	2.5
	H21	140.18	34.05	75.83	8.0	89.4	2.6

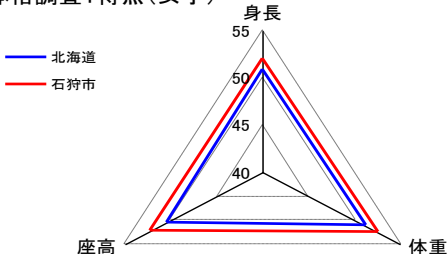
体格調査T得点(男子)



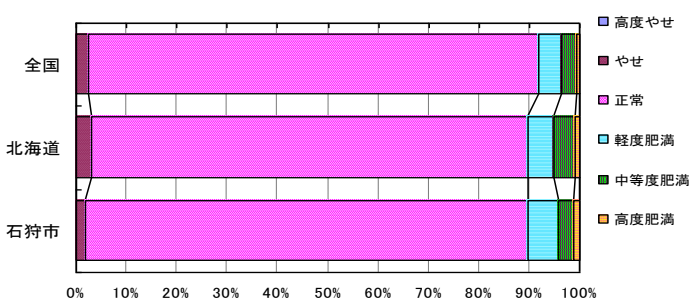
肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(男子)



体格調査T得点(女子)



肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(女子)



実技調査の結果

【平成22年度 小学校児童】

- ・男子は、握力、立ち幅とび、ソフトボール投げの3種目で全国平均を上回っているが、それ以外の5種目は下回っており、合計得点も下回っている。
- ・女子は、握力及びソフトボール投げの2種目で全国平均を上回っているが、それ以外の6種目は下回っており、合計得点も下回っている。

※網掛けは全国平均を上回った数値

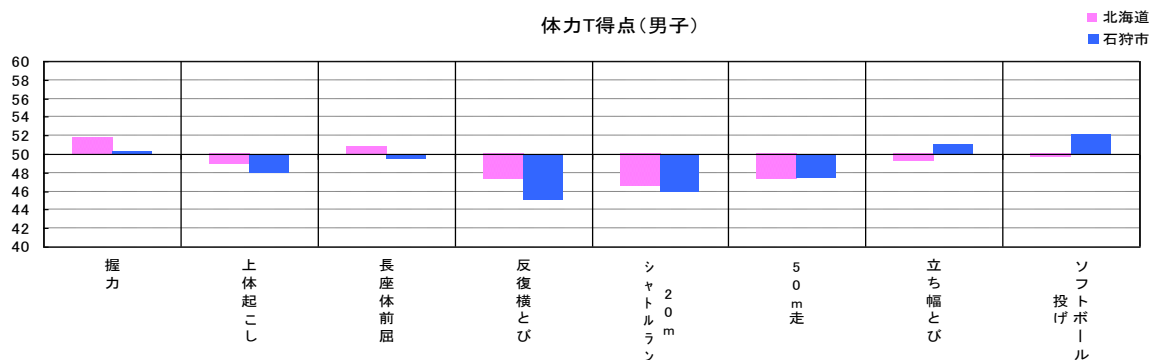
○ 小学校男子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H22	17.00	18.10	32.20	37.70	42.80	9.60	155.50	27.00	52.20
	H21	17.96	18.68	32.26	37.95	38.10	9.68	152.57	26.16	52.01
北海道	H22	17.59	18.73	33.11	39.46	44.19	9.61	151.78	25.03	52.96
	H21	17.75	18.57	32.07	38.77	42.01	9.69	150.72	25.60	52.17
全国	H22	16.91	19.28	32.56	41.47	51.29	9.38	153.44	25.26	54.36
	H21	16.96	19.28	32.55	40.81	50.08	9.37	153.64	25.41	54.19
石狩市 T得点	H22	50.2	47.9	49.5	45.0	45.9	47.5	51.0	52.1	47.5
	H21	52.6	48.9	49.6	46.3	44.2	46.5	49.5	50.9	47.5

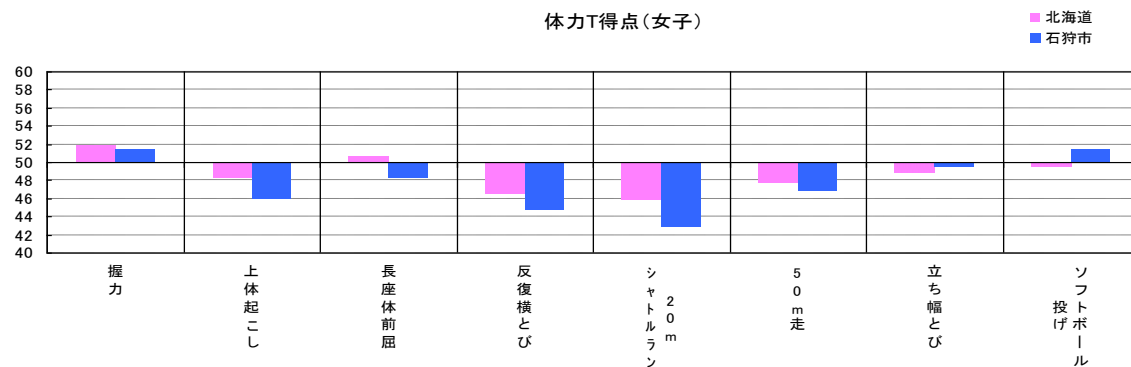
○ 小学校女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H22	16.90	15.70	35.40	35.60	27.80	9.90	144.20	15.30	51.50
	H21	16.80	16.46	36.12	34.71	26.63	9.86	140.36	14.59	51.14
北海道	H22	17.04	16.88	37.19	36.76	32.90	9.83	142.92	14.32	52.99
	H21	17.02	16.65	36.20	36.32	31.89	9.88	142.38	14.80	52.40
全国	H22	16.37	17.74	36.74	39.17	39.65	9.65	145.20	14.58	54.89
	H21	16.35	17.65	36.62	38.48	38.73	9.64	145.11	14.62	54.59
石狩市 T得点	H22	51.4	46.0	48.3	44.8	42.8	46.9	49.5	51.4	46.0
	H21	51.2	47.6	49.4	44.6	42.5	47.3	47.6	49.9	45.9

体力T得点(男子)



体力T得点(女子)



児童生徒質問紙調査の結果

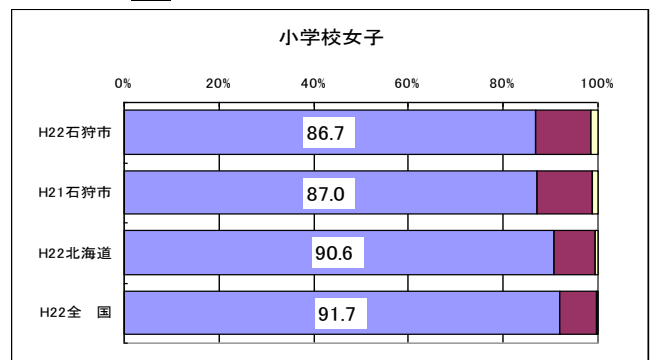
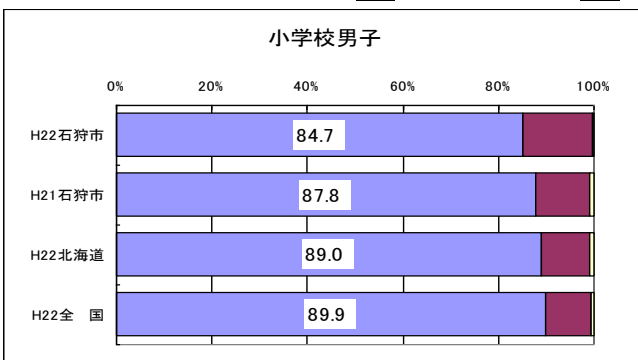
【平成22年度 小学校児童】

○ 生活習慣の状況

- ・朝食の摂取状況は、「毎日食べる」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では3.1ポイント下回っており、女子では同程度である。また、全国平均と比べ、男子では5.2ポイント、女子では5.0ポイント下回っている。
- ・1日の睡眠時間は、「8時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では3.9ポイント上回っており、女子では3.4ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では7.2ポイント上回っており、女子では2.1ポイント下回っている。
- ・1日のテレビ等の視聴時間は、「3時間以上」と回答した割合は、昨年度に比べ、男子では同程度、女子では15.1ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では5.1ポイント、女子では17.6ポイント上回っている。

【朝食の摂取状況】 朝食は食べますか。

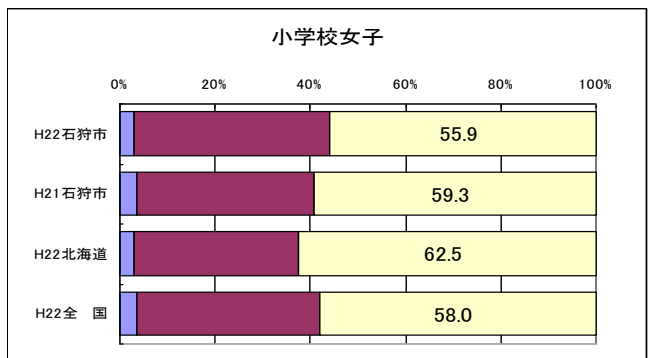
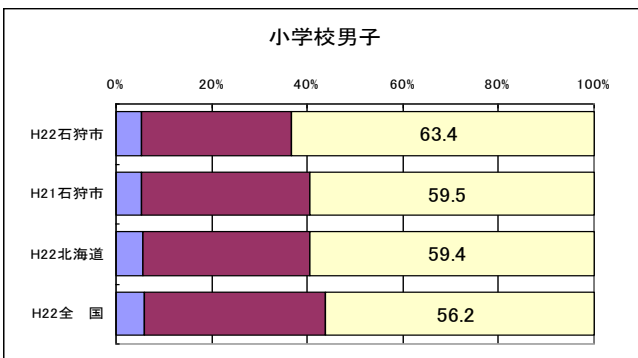
■ 毎日食べる ■ 時々食べない ■ 毎日食べない



【睡眠時間】

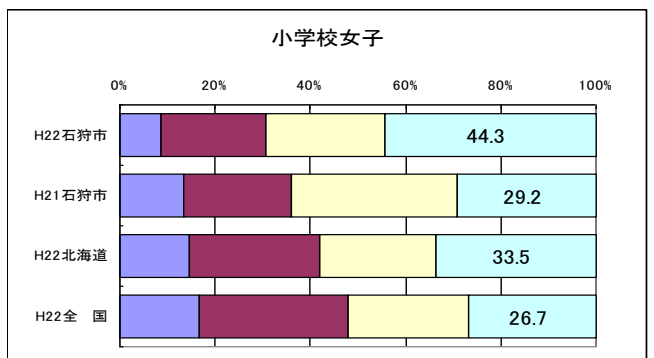
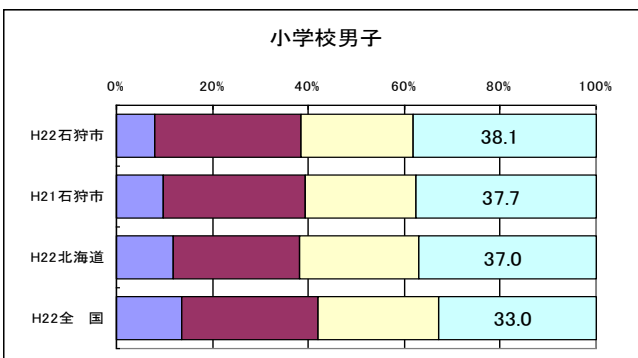
1日の睡眠時間

■ 6時間未満 ■ 6時間以上8時間未満 ■ 8時間以上



【テレビ等の視聴時間】 1日にどのくらいテレビを見ますか。(テレビゲームもふくみます)

■ 1時間未満 ■ 1時間以上2時間未満 ■ 2時間以上3時間未満 ■ 3時間以上



○ 運動習慣の状況

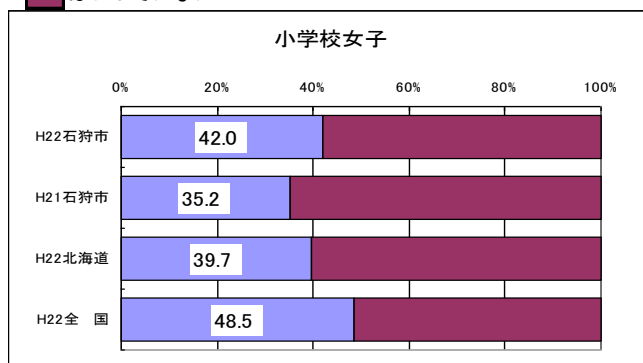
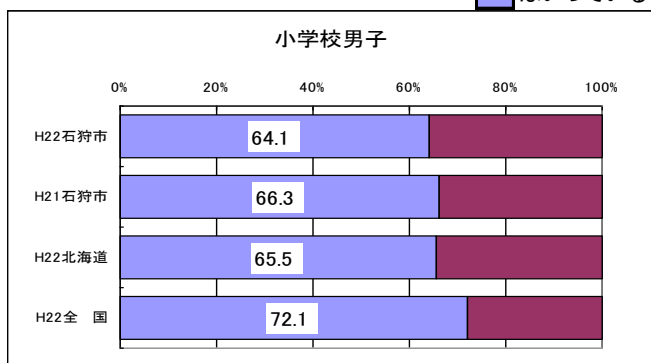
【平成22年度 小学校児童】

- ・運動部等の所属の状況は、昨年度と比べ、男子では2.2ポイント下回っており、女子では6.8ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では8.0ポイント、女子では6.5ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツの実施頻度は、「ほとんど毎日（週3日以上）」実施していると回答した割合は、昨年度と比べ、男子では2.2ポイント上回っており、女子では同程度となっている。また、全国平均と比べ、男子では1.9ポイント、女子では2.3ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをするときの1日の実施時間は、「2時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男女ともに同程度となっている。また、全国平均と比べ、男子では同程度、女子では1.5ポイント下回っている。

【運動部やスポーツクラブへの所属状況】

運動部やスポーツクラブにはいますか。（スポーツ少年団をふくみます）

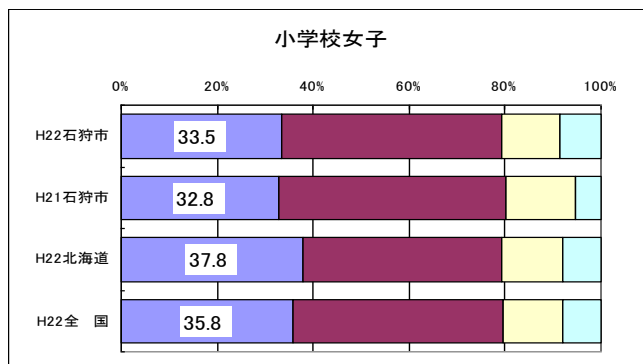
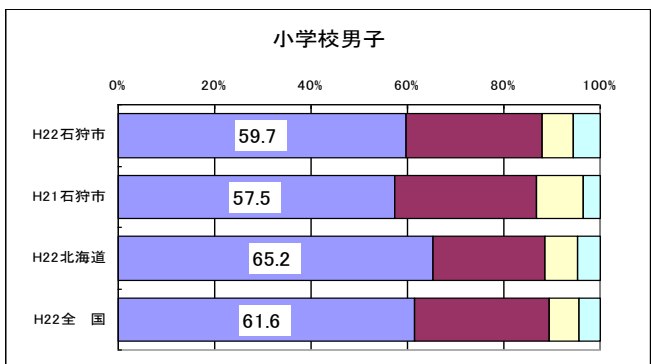
■ はいっている ■ はいっていない



【運動やスポーツの実施頻度】

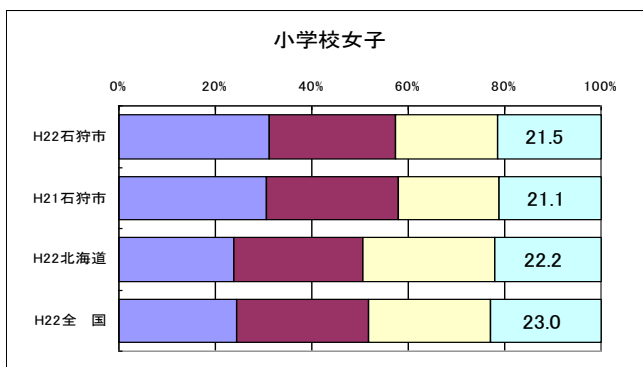
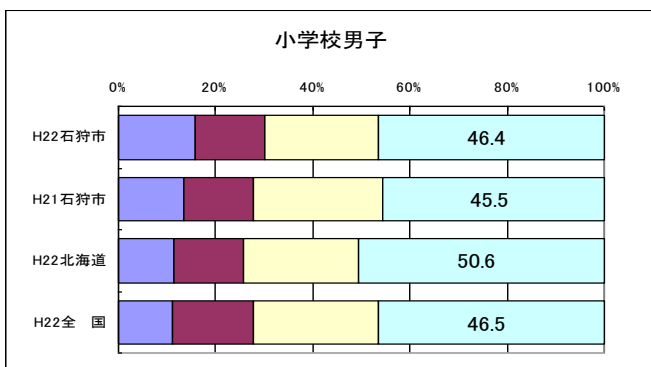
運動やスポーツをどのくらいしていますか。（学校の体育の授業をのぞきます）

■ 殆ど毎日（週3日以上） ■ 時々（週に1～2日） ■ ときたま（月に1～3日） ■ しない



【運動やスポーツの実施時間】 運動やスポーツをするときは、1日にどのくらいの時間しますか。（学校の体育の時間をのぞきます）

■ 30分未満 ■ 30分以上1時間未満 ■ 1時間以上2時間未満 ■ 2時間以上



○ 土曜日・日曜日の状況

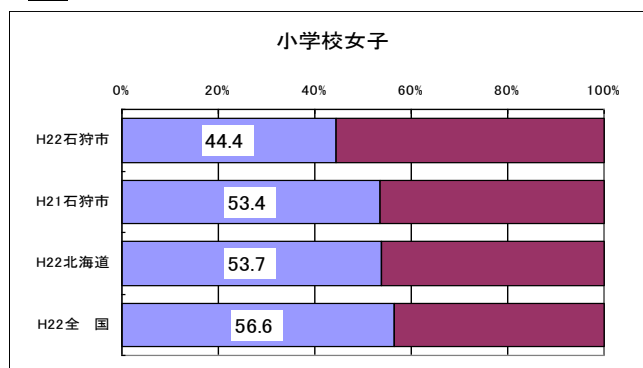
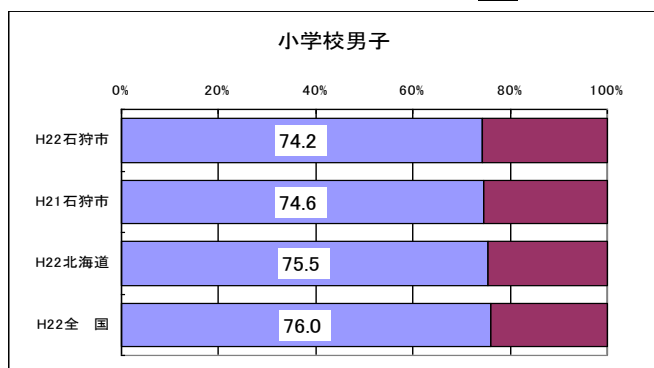
【平成22年度 小学校児童】

・土曜日の運動やスポーツの実施状況は、昨年度と比べ、男子では同程度、女子では9.0ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では1.8ポイント、女子では12.2ポイント下回っている。日曜日の運動やスポーツの実施状況は、昨年度と比べ、男子では1.3ポイント下回っており、女子では同程度となっている。また、全国平均と比べ、男子では4.2ポイント、女子では10.5ポイント下回っている。

【土曜日の運動やスポーツの実施状況】 土曜日に運動やスポーツをしていますか。

■ している

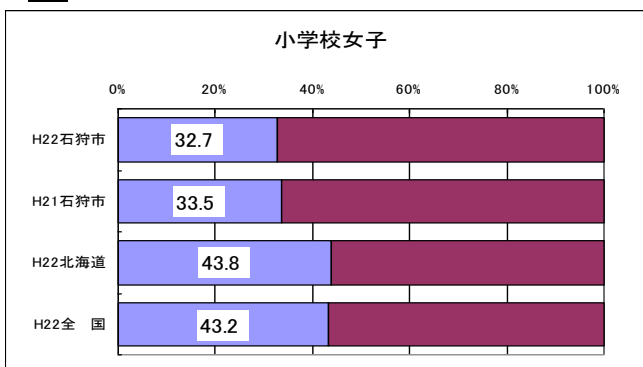
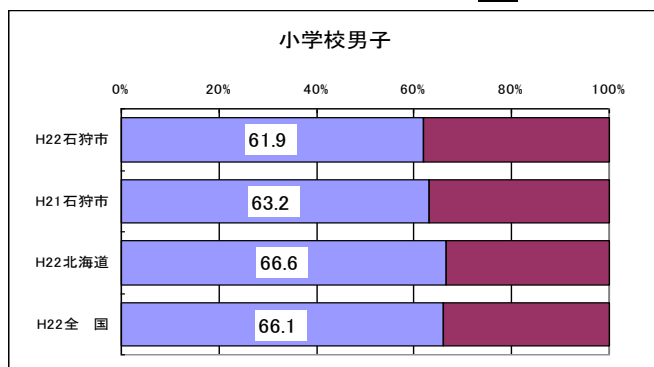
■ していない



【日曜日の運動やスポーツの実施状況】 日曜日に運動やスポーツをしていますか。

■ している

■ していない

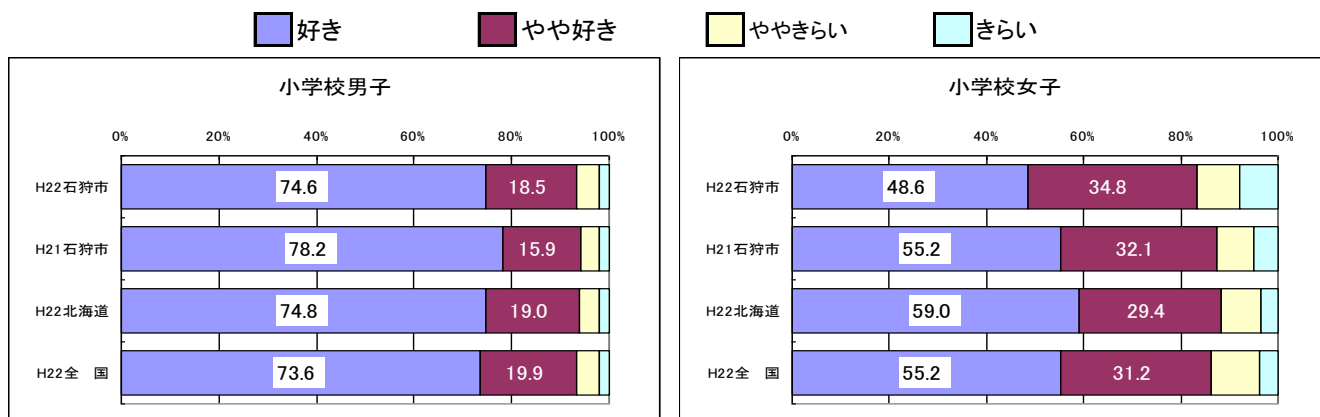


○ 運動やスポーツに関する意識

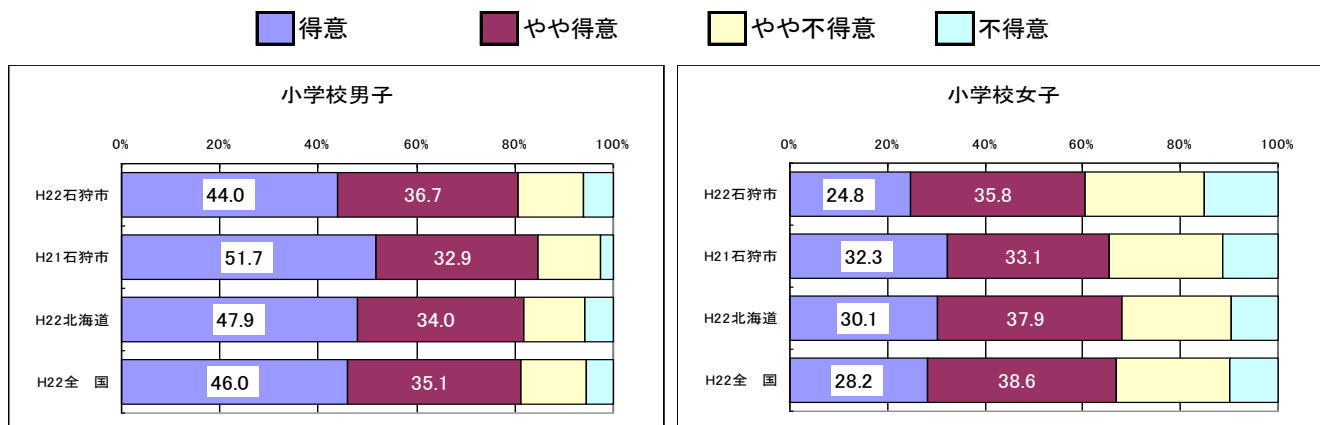
【平成22年度 小学校児童】

- ・運動やスポーツをすることが「好き」又は「やや好き」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では1.0ポイント、女子では3.9ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では同程度、女子では3.0ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをすることが「得意」又は「やや得意」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では3.9ポイント、女子では4.8ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では同程度、女子では6.2ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをもっとしたいと「思う」又は「やや思う」と回答した割合は、全国平均と比べ、男子では3.1ポイント上回っており、女子では2.9ポイント下回っている。

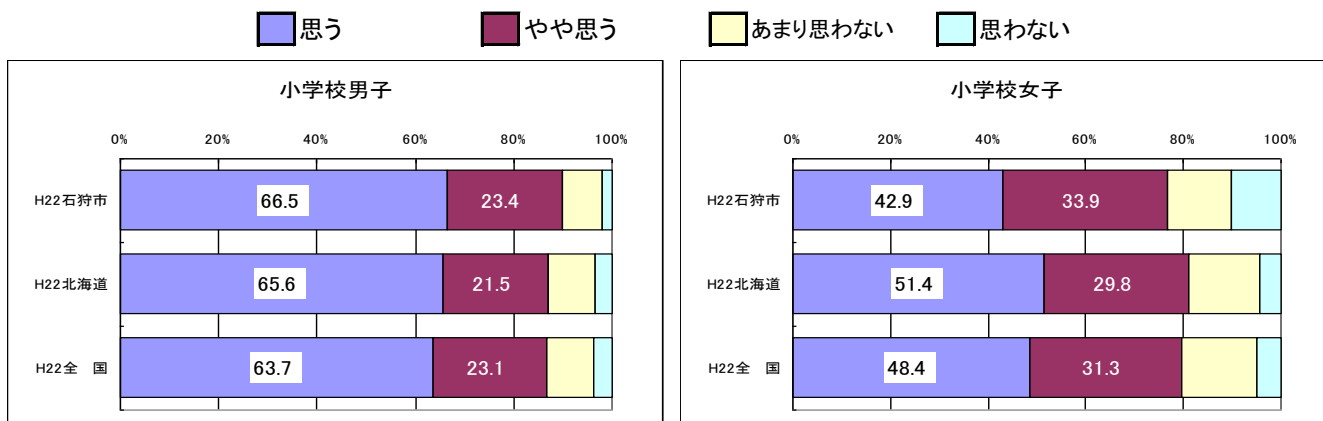
【運動やスポーツの好き・きらい】 運動やスポーツをすることは好きですか。



【運動やスポーツの得意・不得意】 運動やスポーツをすることは得意ですか。



【運動やスポーツへの意欲】 運動やスポーツをもっとしたいと思いますか。

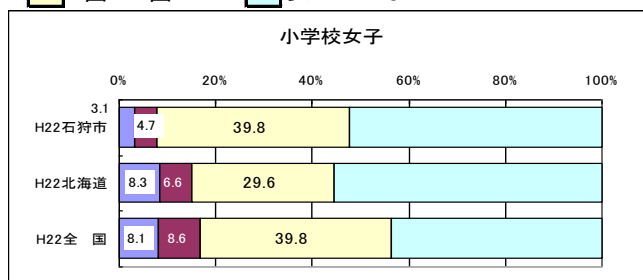
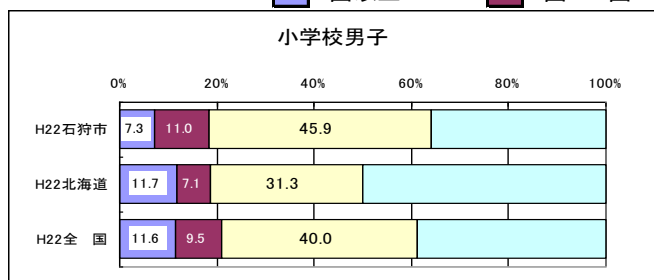


○ 地域の行事への参加、家庭における運動やスポーツとの関わり【平成28年度 小学校児童】

- ・ 小学校4年生の時、地域（自治会など）で実施される運動やスポーツに関する行事に「参加している」（年1回以上）と回答した割合は、全国平均と比べ、男子では3.1ポイント上回っており、女子では8.9ポイント下回っている。
- ・ 家の人といっしょに運動やスポーツを「週に1回以上」と回答した割合は、男子では5.2ポイント、女子では5.4ポイント下回っている。
- ・ 家の人といっしょに運動やスポーツを「週に1回以上」見ると回答した割合は、男子では5.0ポイント、女子では5.9ポイント下回っている。
- ・ 家の人といっしょに運動やスポーツについて「週に1回以上」話をすると回答した割合は、男子では6.3ポイント上回っており、女子では1.6ポイント下回っている。

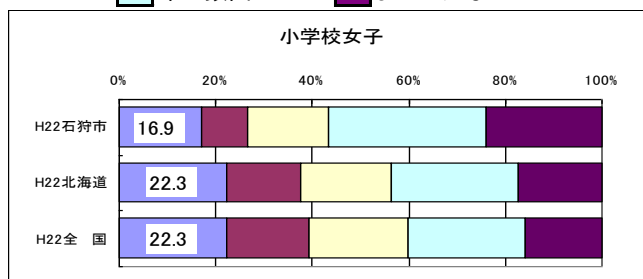
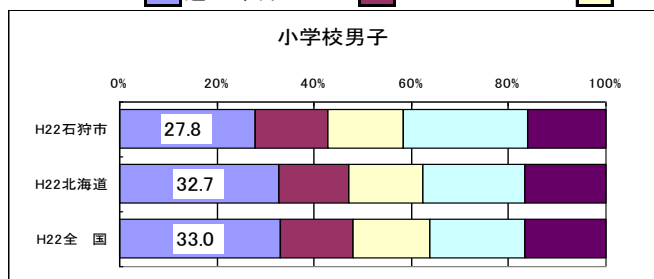
【地域における行事への参加状況】 小学校4年生の時、地域（自治会など）で実施される運動やスポーツに関する行事に、1年間で何回ぐらい参加しましたか。（学校や地域のスポーツクラブでの行事は除く）

■ 6回以上 ■ 4回～5回 ■ 1回～3回 ■ 参加していない



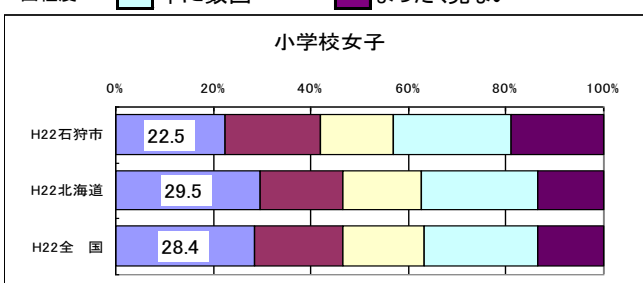
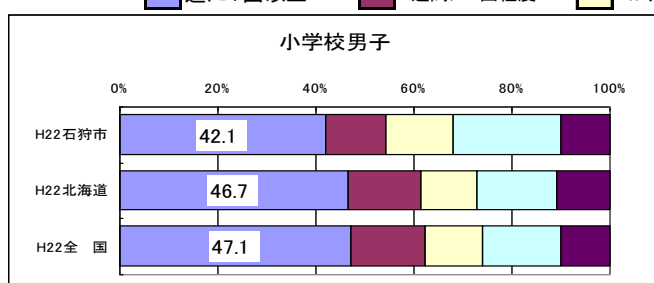
【家の人と運動等をする回数】 家の人といっしょに、運動やスポーツをどのくらいしますか。

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったくしない



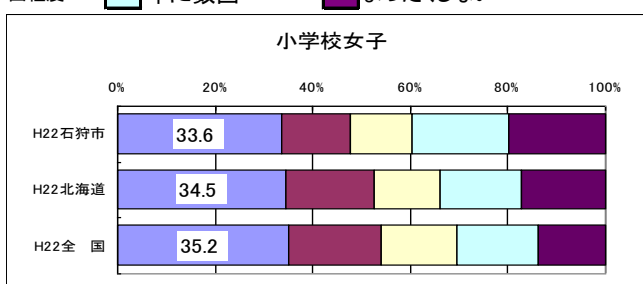
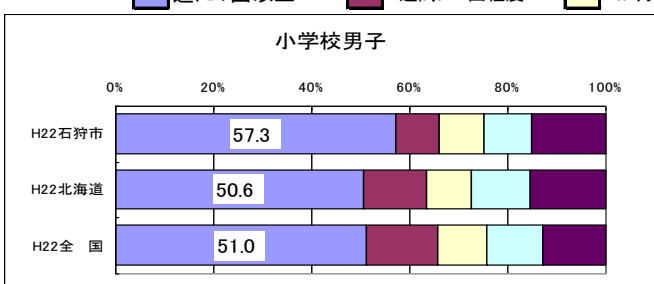
【家の人のスポーツをみる回数】 家の人といっしょに、スポーツをどのくらい見ますか。（テレビをふくみます）

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったく見ない



【家の人と運動等の話をする回数】 家の人といっしょに、運動やスポーツについてどのくらい話をすることがありますか。

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったくしない



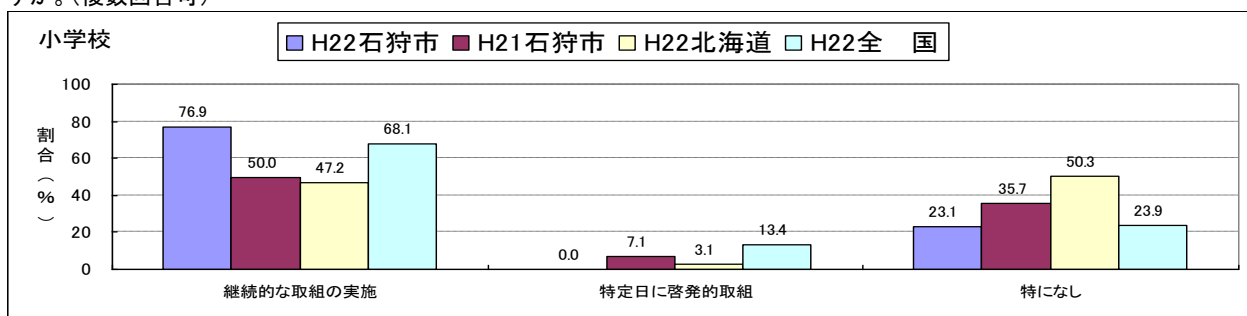
学校質問紙調査の結果

【平成22年度 小学校】

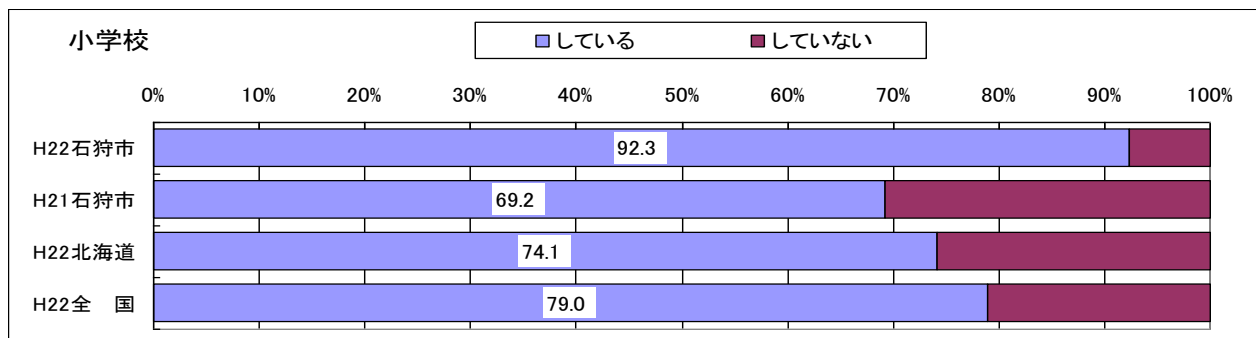
○ 体育・保健体育の授業以外での体力向上に係る取組

- ・ 体育の授業以外で体力向上に係る取組を継続的に実施している学校の割合は、全国平均と比べ、8.8ポイント上回っている。
- ・ 児童の運動習慣を確立する手だてを「している」と回答した割合は、全国平均と比べ、13.3ポイント上回っている。
- ・ 運動習慣を確立するための手だてでは、全国と同様に、「休み時間などに、全員が運動やスポーツをする時間などを設定している」と回答した割合が最も高く、次いで「地域と連携して、児童が運動やスポーツをする機会をつくっている」「帰宅後や休日には児童が積極的に体を動かすよう保護者に働きかけをしている」の順に高い。

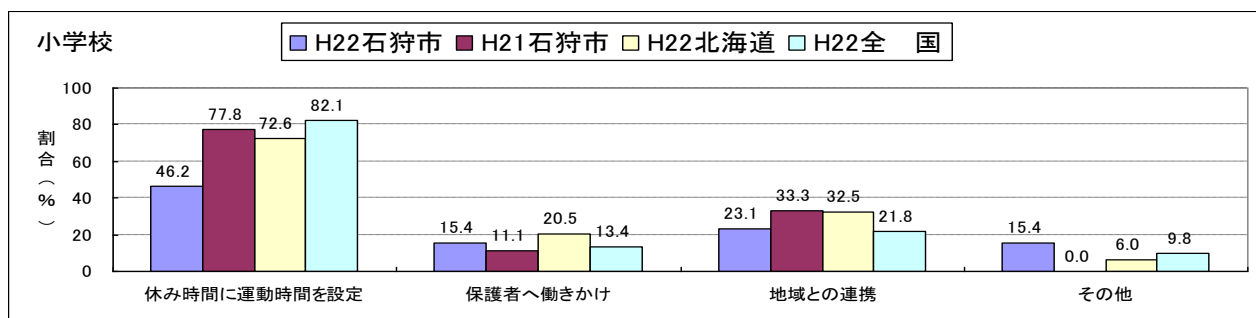
【体育の授業以外での取組状況】 学校として、体育の授業以外の時間に、児童の体力の向上に係る取組を実施していますか。(複数回答可)



【運動習慣を確立する手だて】 児童の運動習慣を確立するために、体育の授業以外の時間に何か手だてをしていますか。



【運動習慣を確立するための具体的な取組】 具体的にどのようなことをしていますか。(運動習慣を確立するための手だてをしている学校のうち)(複数回答可)

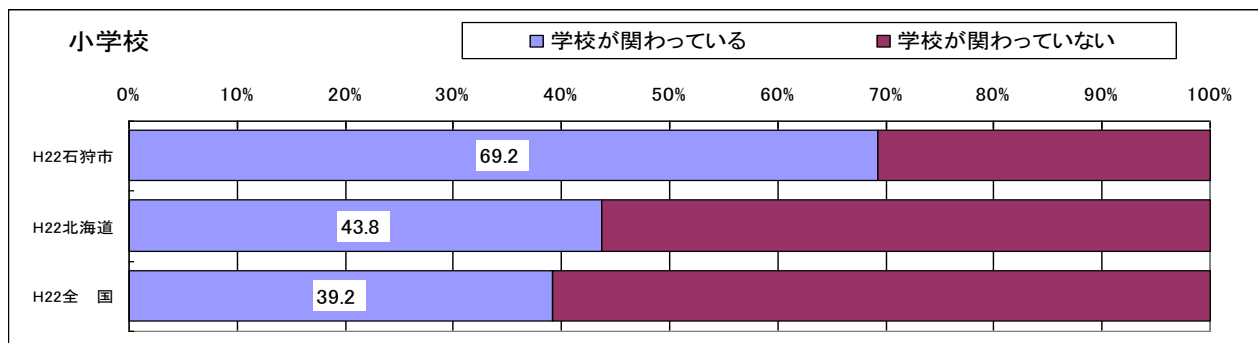


○ 地域との連携の状況

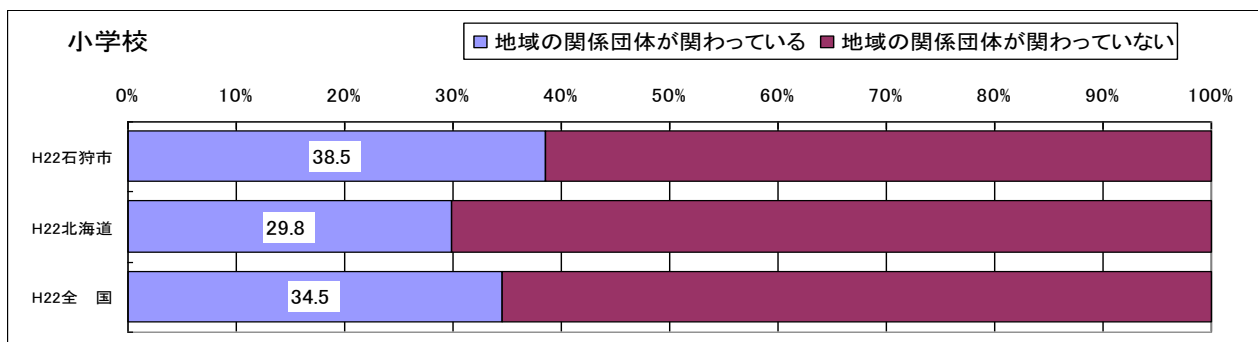
【平成22年度 小学校】

- ・ 地域が実施する運動やスポーツに関する活動の運営に、学校として「関わっている」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、30.0ポイント上回っている。
- ・ 学校が実施する運動やスポーツに関する活動に、地域の関係団体が「関わっている」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、4.0ポイント上回っている。
- ・ 学校の運動やスポーツに関する活動に、地域の人材を「活用している」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、11.9ポイント上回っている。

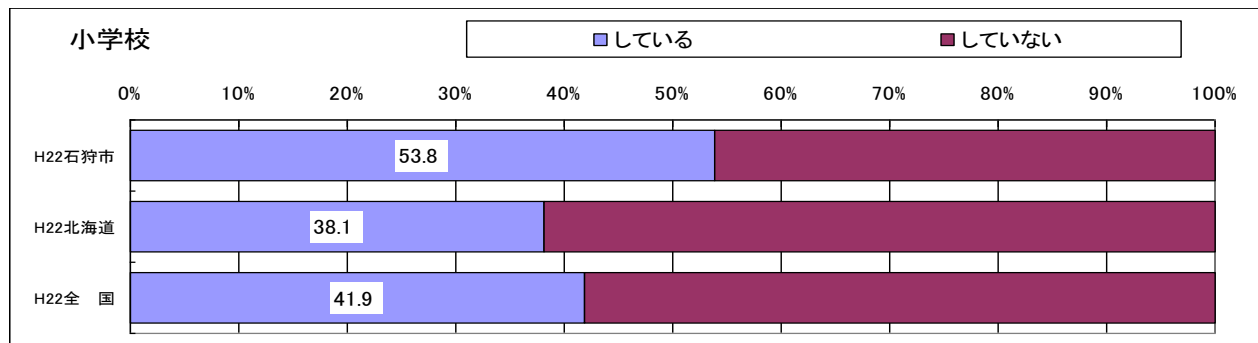
【地域の運営への学校の関わり】 地域が実施する運動やスポーツに関する活動の運営に、学校として関わっていますか。



【学校の活動への地域の関わり】 学校が実施する運動やスポーツに関する活動に地域の関係団体が関わっていますか。



【学校の活動への地域人材の活用】 学校の実施する運動やスポーツに関する活動に、地域の人材を活用していますか。

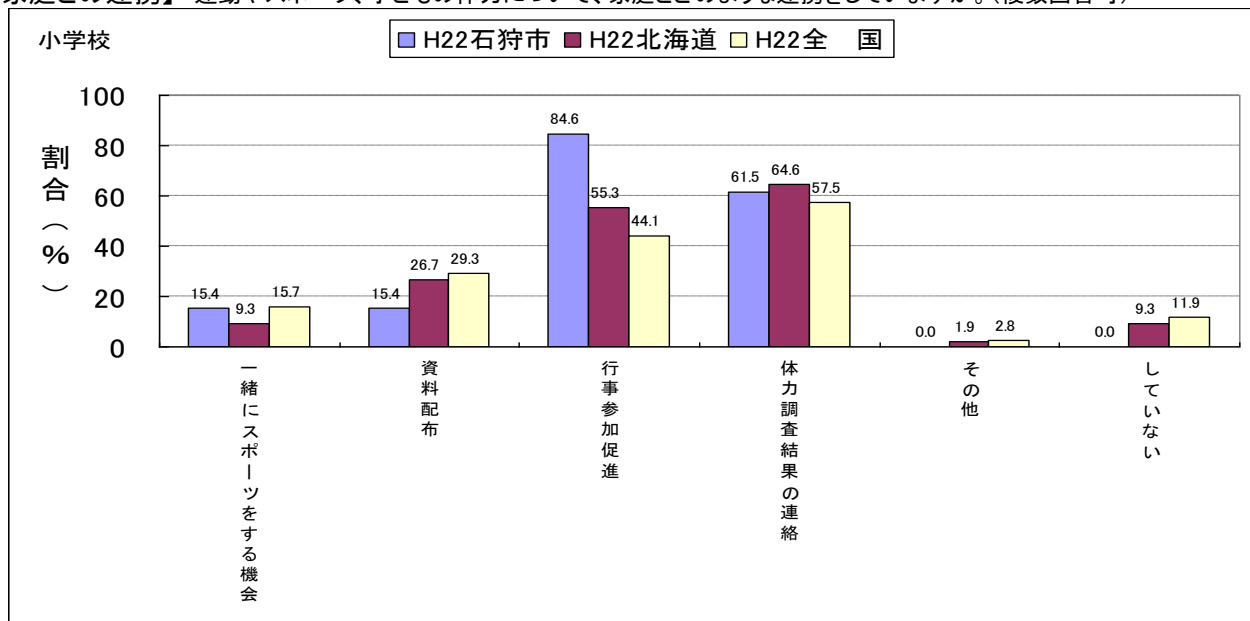


○ 家庭との連携の状況

【平成22年度 小学校】

- ・「地域の運動やスポーツに関する行事に参加するよう促している」と回答した割合が最も高く、次いで「体力に関する調査を家庭に連絡している」が高い。

【家庭との連携】 運動やスポーツ、子どもの体力について、家庭とどのような連携をしていますか。（複数回答可）

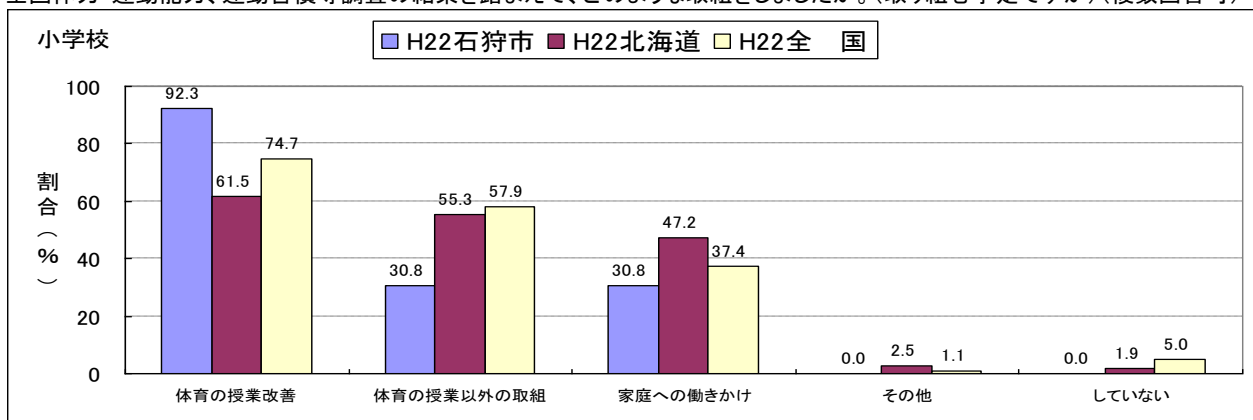


○ その他

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた取組（取り組む予定を含む）では、「体育の授業改善に取り組んだ（取り組む予定である）」と回答した割合が最も高く、次いで「体育の授業以外で、児童の体力向上に係る取組を行った（行う予定である）」と「家庭に対する体力向上の働きかけを行った（行う予定である）」が高い。

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえた取組】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえて、どのような取組をしましたか。（取り組む予定ですか）（複数回答可）



体格と肥満度に関する調査の結果

【平成22年度 中学校生徒】

- ・ 体格については、男女ともに、身長、体重は全国平均を上回っており、座高は下回っている。
- ・ 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率については、男子では、肥満の割合は全国平均を下回っており、痩身の割合が全国平均を上回っている。女子では、肥満及び痩身の割合が全国平均を上回っている。

※網掛けは全国平均を上回った数値

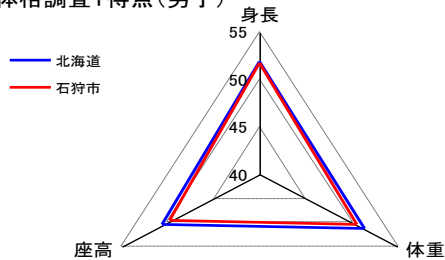
○ 中学校男子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H22	161.00	49.40	84.30	5.7	92.4	1.9
	H21	160.88	50.90	84.72	12.8	85.7	1.5
北海道	H22	161.22	50.27	84.72	9.4	88.6	2.0
	H21	161.09	50.83	84.66	11.4	86.8	1.8
全国	H22	159.72	48.89	84.42	8.4	89.9	1.8
	H21	159.76	48.88	84.34	8.7	89.4	1.9

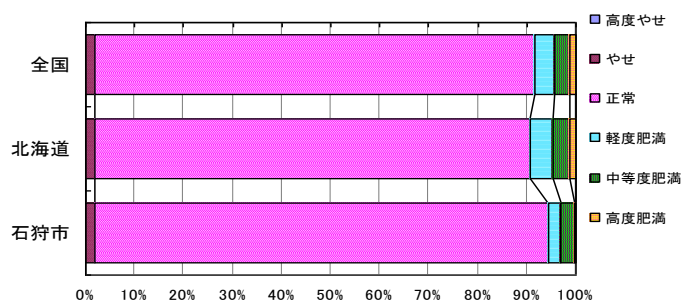
○ 中学校女子

		体 格 平 均			肥満傾向児・痩身傾向児の出現率		
		身長(cm)	体重(kg)	座高(cm)	肥満(%)	正常(%)	痩身(%)
石狩市	H22	155.10	47.40	83.30	9.5	84.1	6.4
	H21	156.09	47.36	83.18	5.5	92.4	2.1
北海道	H22	155.41	47.35	83.19	8.5	87.5	4.0
	H21	155.48	47.87	83.20	10.0	86.2	3.7
全国	H22	154.93	46.99	83.45	7.4	88.9	3.8
	H21	154.96	46.94	83.39	7.4	88.7	3.9

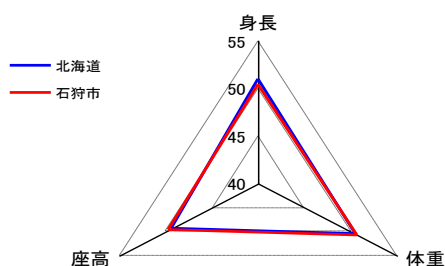
体格調査T得点(男子)



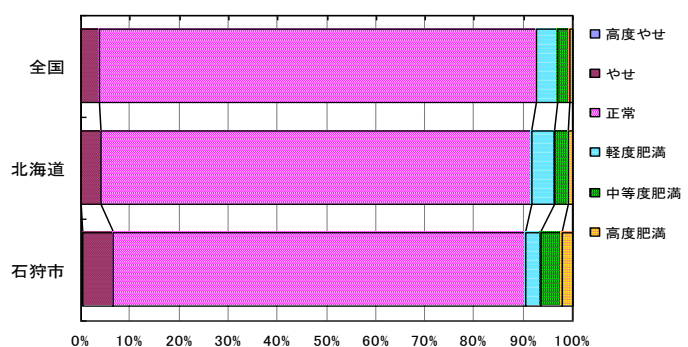
肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(男子)



体格調査T得点(女子)



肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(女子)



実技調査の結果

【平成22年度 中学校生徒】

- ・男子は握力及びハンドボール投げの2種目が全国平均を上回っているが、それ以外の6種目は下回っており、合計得点でも下回っている。
- ・女子は長座体前屈の1種目が全国平均を上回っているが、それ以外の7種目は下回っており、合計得点でも下回っている。

※網掛けは全国平均を上回った数値

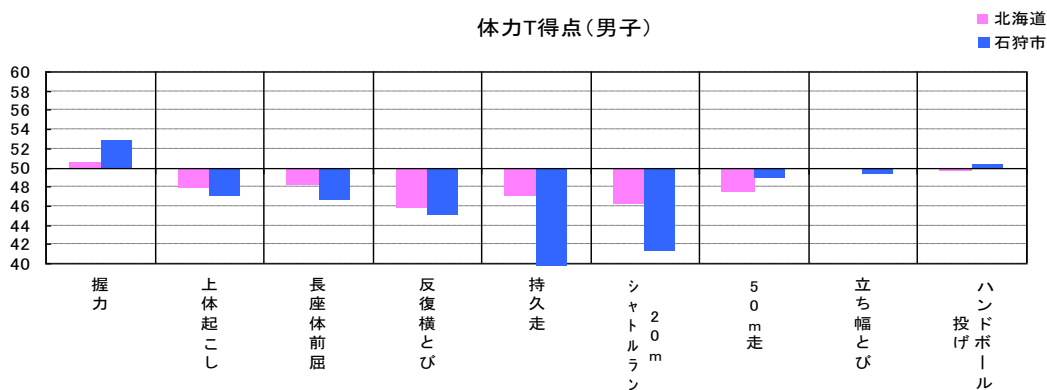
○ 中学校男子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H22	31.68	25.30	39.72	47.37	495.64	63.72	8.12	193.79	21.39	37.20
	H21	30.66	24.61	37.54	47.69	399.74	64.41	8.18	198.61	20.90	38.47
北海道	H22	30.03	25.76	41.24	48.00	413.35	75.69	8.24	195.23	21.02	39.20
	H21	30.43	25.49	40.58	47.61	417.87	75.25	8.25	193.89	21.01	38.77
全国	H22	29.70	26.98	43.08	51.04	395.46	84.49	8.04	195.37	21.23	41.71
	H21	29.82	26.73	42.91	50.50	396.19	83.27	8.05	194.62	21.27	41.36
石狩市 T得点	H22	52.8	47.1	46.6	45.0	33.7	41.3	49.0	49.4	50.3	45.4
	H21	51.2	46.4	44.7	46.3	49.4	42.2	48.4	51.5	49.3	47.1

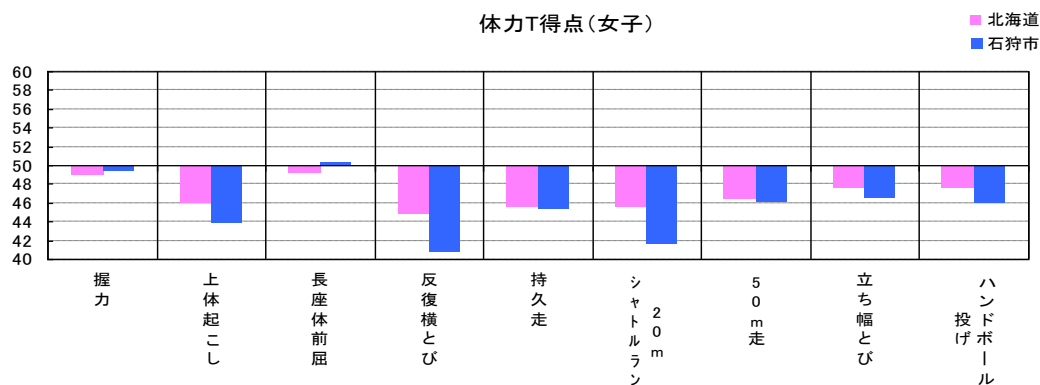
○ 中学校女子

		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)	合計得点
石狩市	H22	23.60	19.00	44.80	39.20	315.60	39.80	9.20	158.60	11.70	41.60
	H21	25.01	20.17	42.60	39.05	294.43	40.32	9.12	160.64	13.41	43.83
北海道	H22	23.41	20.15	43.83	41.78	315.27	47.46	9.18	161.28	12.39	43.44
	H21	23.67	20.03	42.86	41.24	320.48	45.38	9.19	160.55	12.66	43.06
全国	H22	23.88	22.33	44.59	44.97	294.77	56.45	8.90	166.63	13.29	48.14
	H21	23.98	22.08	44.39	44.56	294.25	56.35	8.90	166.02	13.40	47.94
石狩市 T得点	H22	49.4	44.0	50.2	40.8	45.4	41.7	46.2	46.6	46.0	43.8
	H21	52.3	46.6	48.1	41.6	50.0	42.1	47.2	47.7	50.0	46.2

体力T得点 (男子)



体力T得点 (女子)



児童生徒質問紙調査の結果

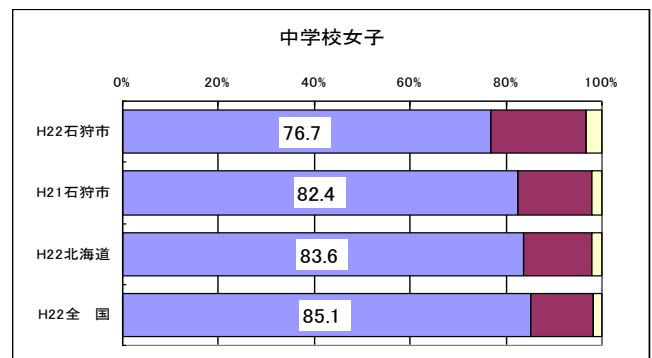
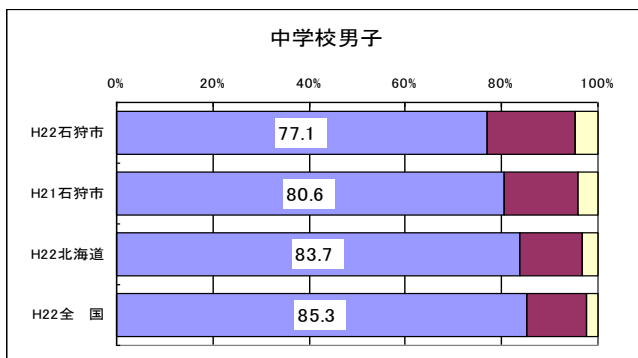
【平成22年度 中学校生徒】

○ 生活習慣の状況

- ・朝食の摂取状況は、「毎日食べる」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では3.5ポイント、女子では5.7ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では8.2ポイント、女子では8.4ポイント下回っている。
- ・睡眠時間は、「6時間以上8時間未満」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では6.7ポイント上回っており、女子では8.5ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では1.7ポイント上回っており、女子では8.9ポイント下回っている。
- ・テレビ等の視聴時間は、「3時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では同程度、女子では4.0ポイント上回っている。また、全国平均と比べ、男子では10.1ポイント、女子では13.6ポイント上回っている。

【朝食の摂取状況】 朝食の有無

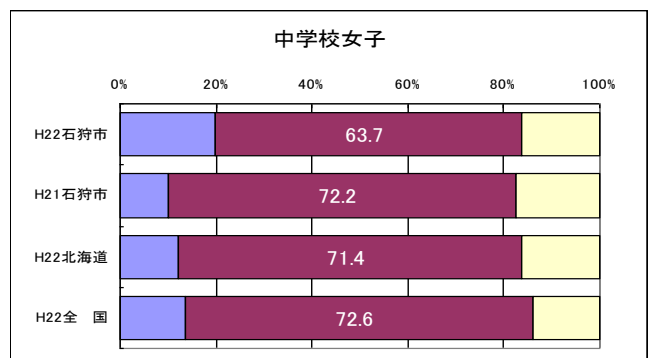
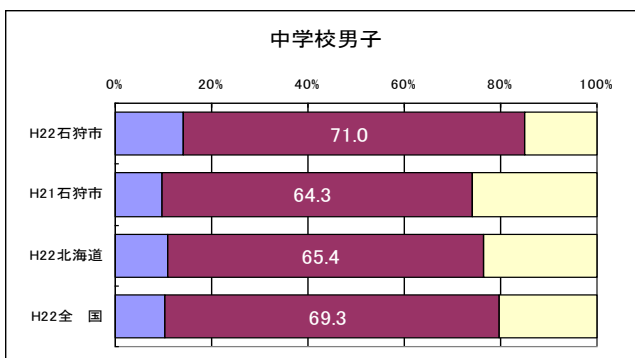
■ 毎日食べる ■ 時々欠かす ■ まったく食べない



【睡眠時間】

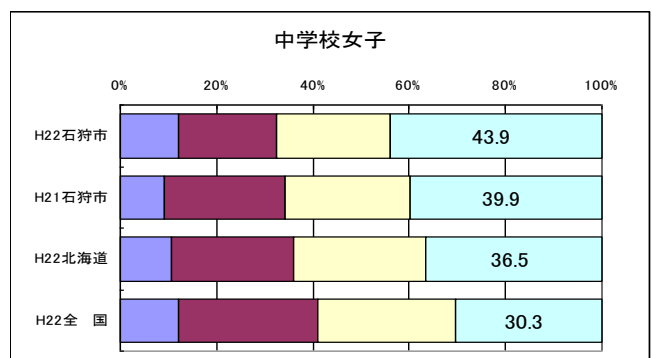
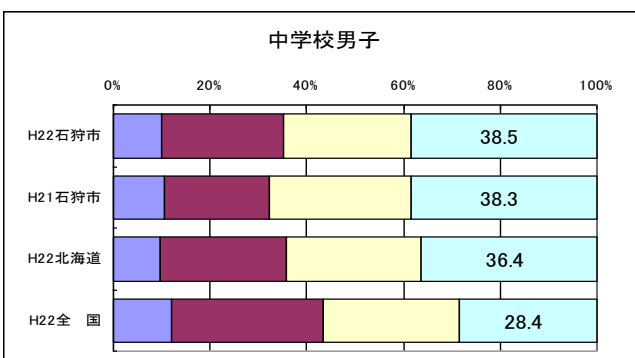
1日の睡眠時間

■ 6時間未満 ■ 6時間以上8時間未満 ■ 8時間以上



【テレビ等の視聴時間】 1日のテレビの視聴時間(テレビゲームを含む)

■ 1時間未満 ■ 1時間以上2時間未満 ■ 2時間以上3時間未満 ■ 3時間以上



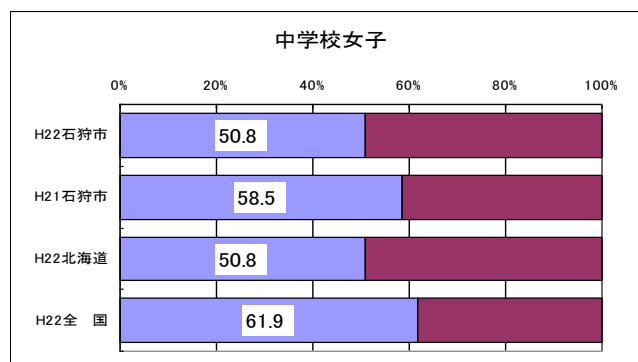
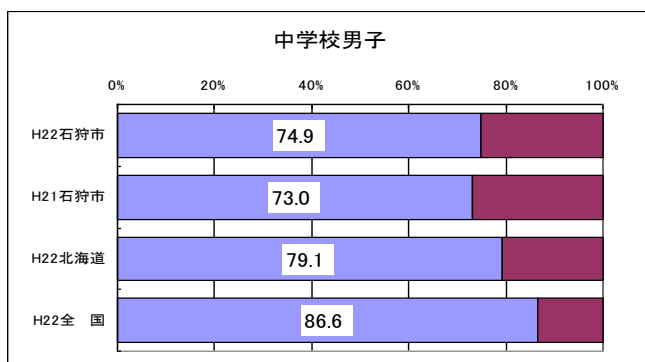
○ 運動習慣の状況

【平成22年度 中学校生徒】

- ・運動部やスポーツクラブへの所属の状況は、昨年度と比べ、男子では1.9ポイント上回り、女子では7.7ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では11.7ポイント、女子では11.1ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツの実施頻度は、「ほとんど毎日（週3日以上）」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では2.4ポイント、女子では11.8ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では12.5ポイント、女子では15.2ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをするときの1日の実施時間は、「2時間以上」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では4.4ポイント、女子では8.2ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では3.7ポイント、女子では5.4ポイント下回っている。

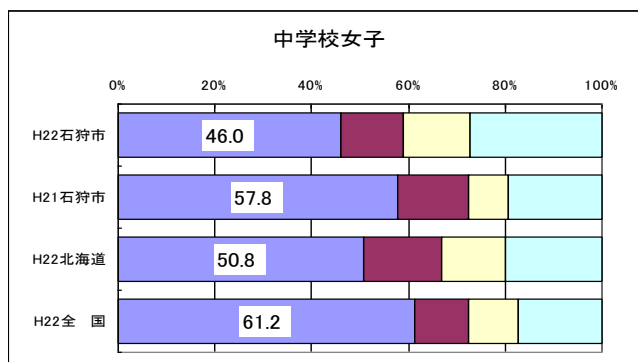
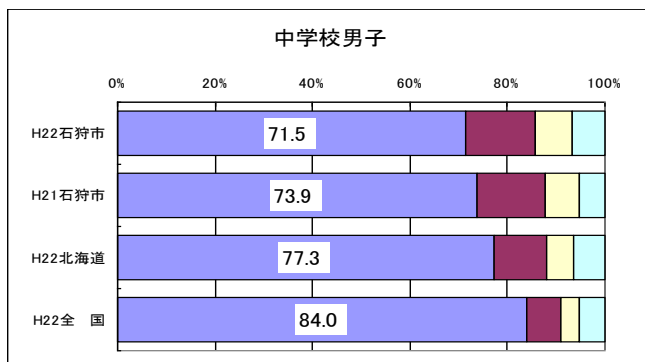
【運動部やスポーツクラブへの所属状況】 運動部や地域スポーツクラブへの所属状況（スポーツ少年団を含む）

■ 所属している ■ 所属していない



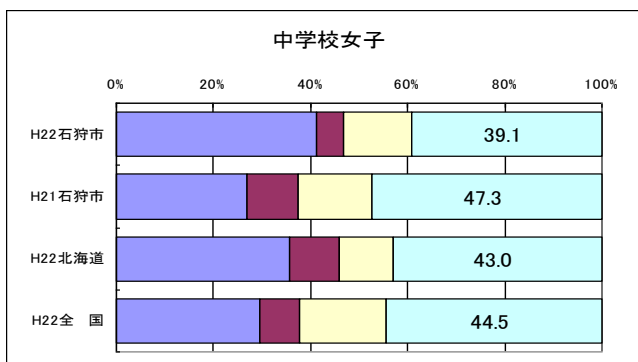
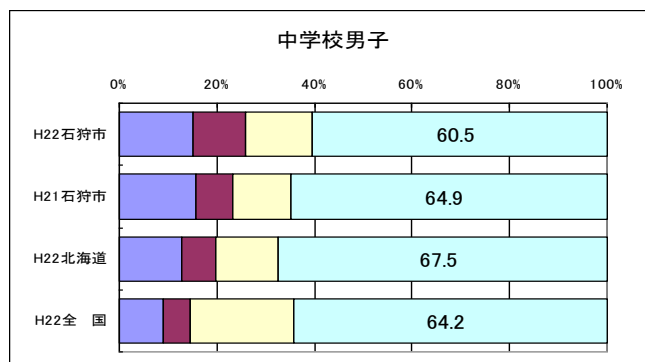
【運動やスポーツの実施頻度】 運動・スポーツの実施状況（学校の体育の授業を除く）

■ 殆ど毎日（週3日以上） ■ 時々（週に1～2日） ■ ときたま（月に1～3日） ■ しない



【運動やスポーツの実施時間】 1日の運動・スポーツ実施時間（学校の体育の授業を除く）

■ 30分未満 ■ 30分以上1時間未満 ■ 1時間以上2時間未満 ■ 2時間以上



○ 土曜日・日曜日の状況

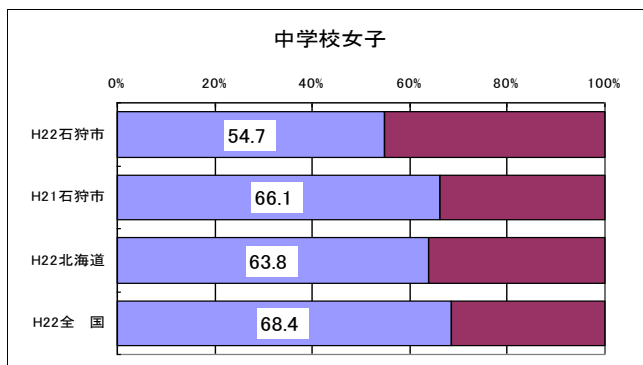
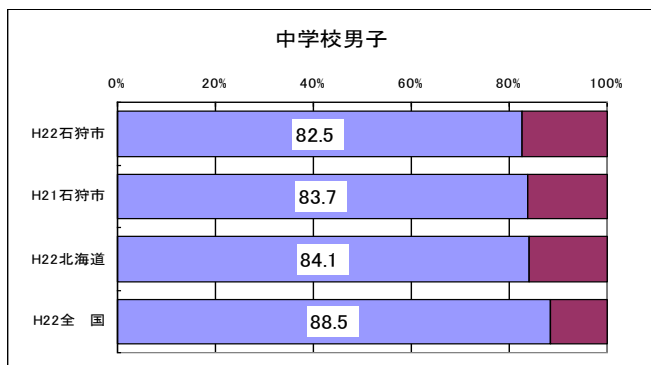
【平成22年度 中学校生徒】

- ・土曜日の運動やスポーツの実施状況は、昨年度と比べ、男子では1.2ポイント、女子では11.4ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では6.0ポイント、女子では13.7ポイント下回っている。
- ・日曜日の運動やスポーツの実施状況は、昨年度と比べ、男子では1.9ポイント、女子では9.6ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では6.6ポイント上回っており、女子では2.4ポイント下回っている。

【土曜日の運動やスポーツの実施状況】 土曜日に運動やスポーツをしていますか。

■ している

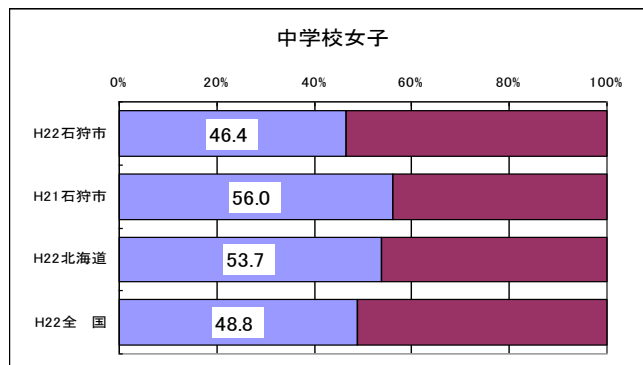
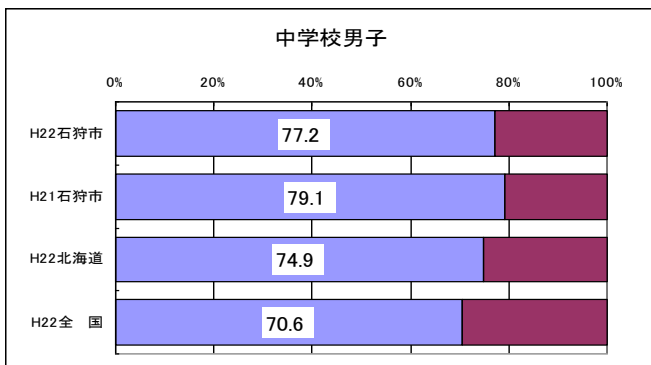
■ していない



【日曜日の運動やスポーツの実施状況】 日曜日に運動やスポーツをしていますか。

■ している

■ していない



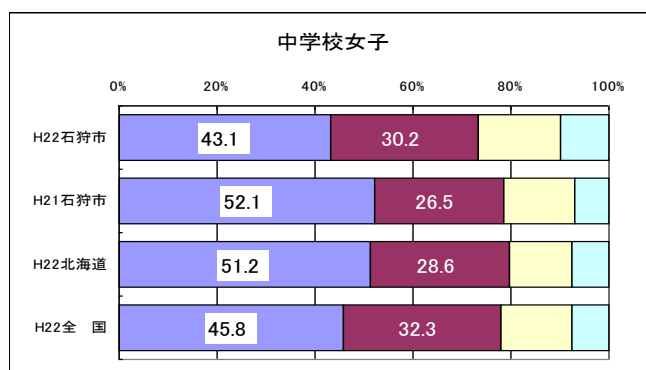
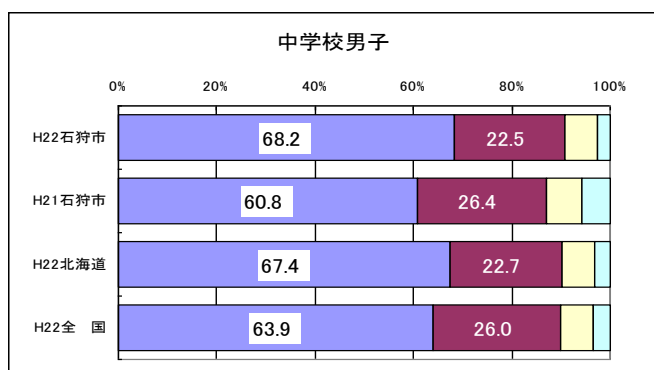
○ 運動やスポーツに関する意識

【平成22年度 中学校生徒】

- ・運動やスポーツをすることが「好き」又は「やや好き」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では3.5ポイント上回っており、女子では5.3ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では同程度、女子で4.8ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをすることが「得意」又は「やや得意」と回答した割合は、昨年度と比べ、男子では同程度、女子では18.7ポイント下回っている。また、全国平均と比べ、男子では5.5ポイント、女子では10.4ポイント下回っている。
- ・運動やスポーツをもっとしたいと「思う」又は「やや思う」と回答した割合は、全国平均と比べ、男子では2.4ポイント上回っており、女子では4.1ポイント下回っている。

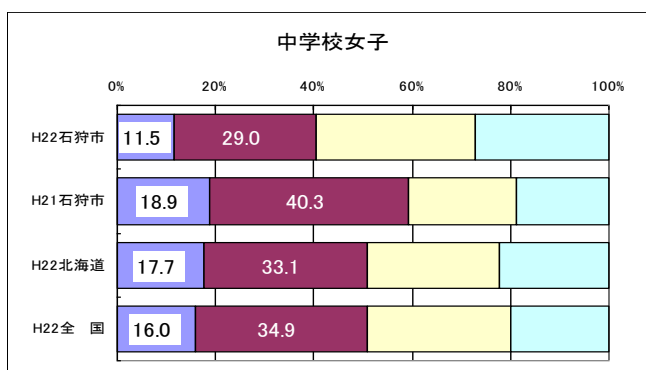
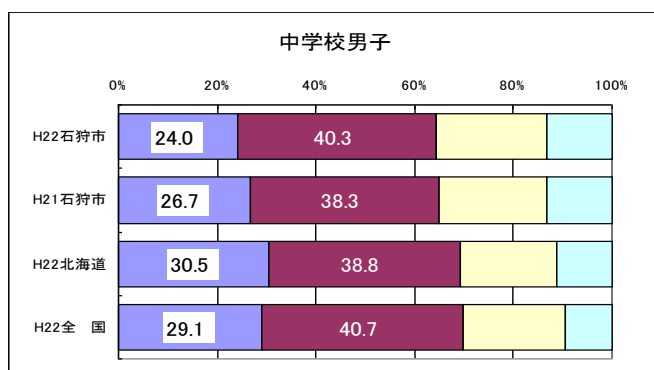
【運動やスポーツの好き・嫌い】 運動やスポーツをすることは好きですか。

■ 好き ■ やや好き ■ やや嫌い ■ 嫌い



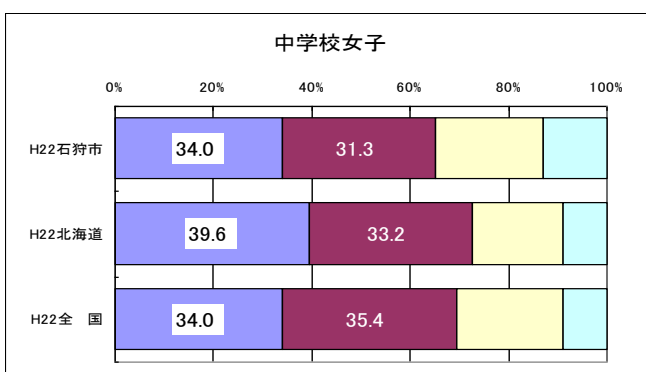
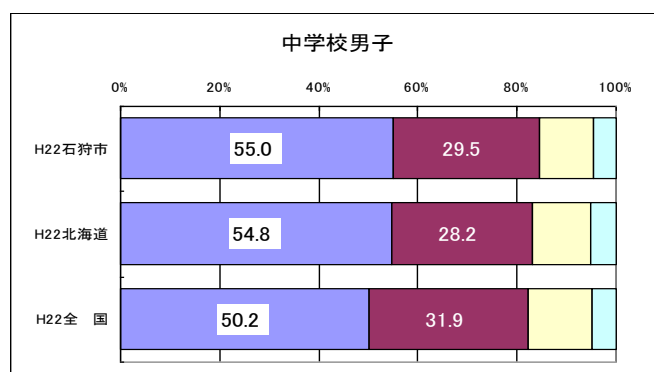
【運動やスポーツの得意・不得意】 運動やスポーツをすることは得意ですか。

■ 得意 ■ やや得意 ■ やや不得意 ■ 不得意



【運動やスポーツへの意欲】 運動やスポーツをもっとしたいと思いますか。

■ 思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない

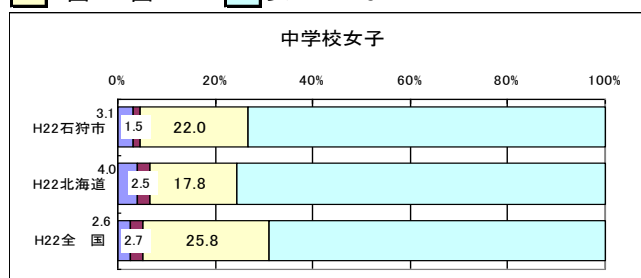
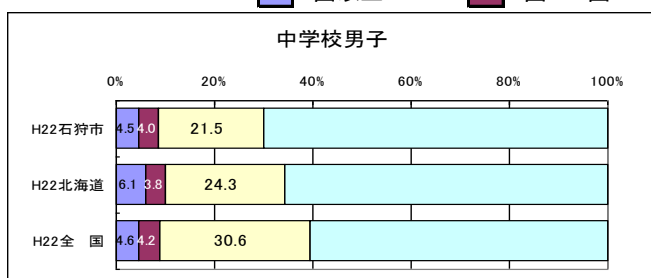


○ 地域の行事への参加、家庭における運動やスポーツとの関わり【平成28年度 中学校生徒】

- ・中学校1年生の時、地域（自治会など）で実施される運動やスポーツに関する行事に、「参加している」（年1回以上）と回答した割合は、全国平均と比べ、男子では9.4ポイント、女子では4.5ポイント下回っている。
- ・家の人といっしょに運動やスポーツを「週に1回以上」と回答した割合は、全国平均と比べ、男女ともに同程度となっている。
- ・家の人といっしょに運動やスポーツを「週に1回以上」観戦すると回答した割合は、全国平均と比べ、男女ともに同程度となっている。
- ・家の人といっしょに運動やスポーツについて「週に1回以上」話をすると回答した割合は、全国平均と比べ、男子では1.9ポイント、女子では2.0ポイント下回っている。

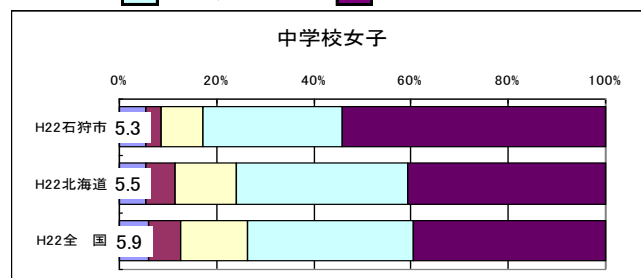
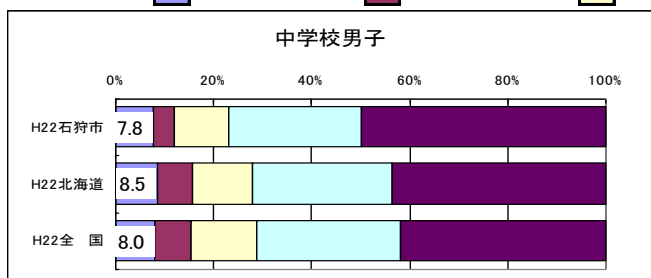
【地域における行事への参加状況】 中学校1年生の時、地域（自治会など）で実施される運動やスポーツに関する行事に、1年間で何回ぐらい参加しましたか。（学校や地域のスポーツクラブでの行事は除く）

■ 6回以上 ■ 4回～5回 ■ 1回～3回 ■ 参加していない



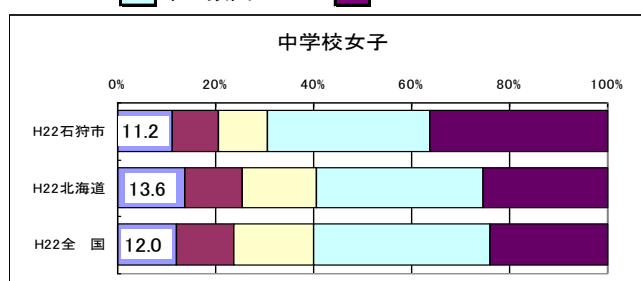
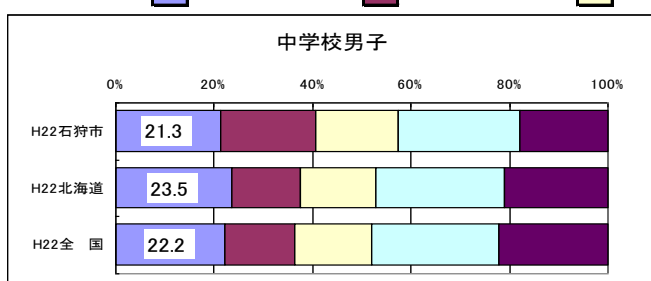
【家の人と運動等をする回数】 家の人といっしょに、運動やスポーツをどのくらいしますか。

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったくしない



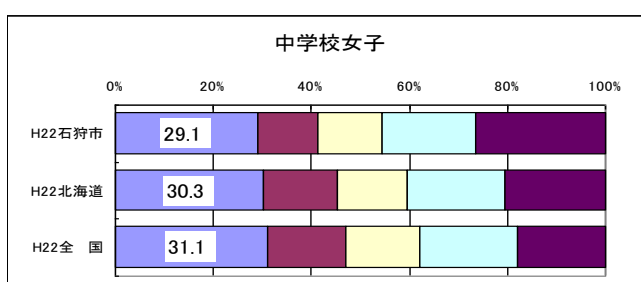
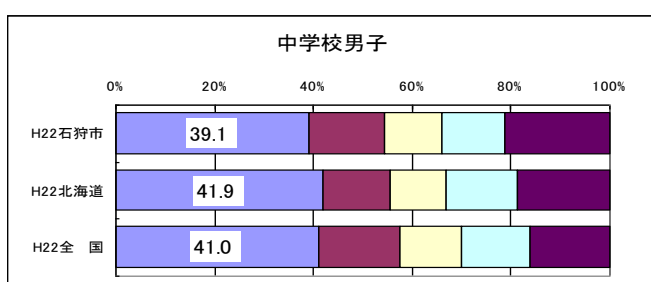
【家の人とスポーツを観戦する回数】 家の人といっしょに、スポーツをどのくらい観戦しますか。（テレビを含む）

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったく見ない



【家の人と運動等の話をする回数】 家の人といっしょに、運動やスポーツについてどのくらい話をすることがありますか。

■ 週に1回以上 ■ 2週間に1回程度 ■ 1か月に1回程度 ■ 年に数回 ■ まったくしない



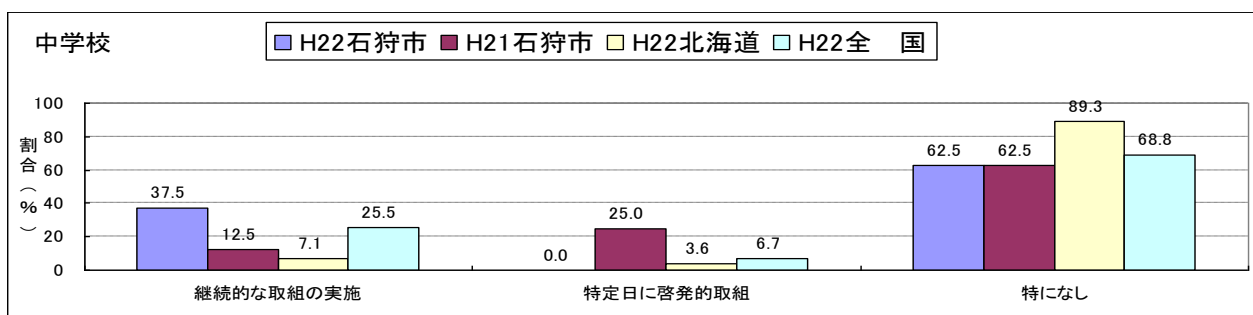
学 校 質 問 紙 調 査 の 結 果

【平成22年度 中学校】

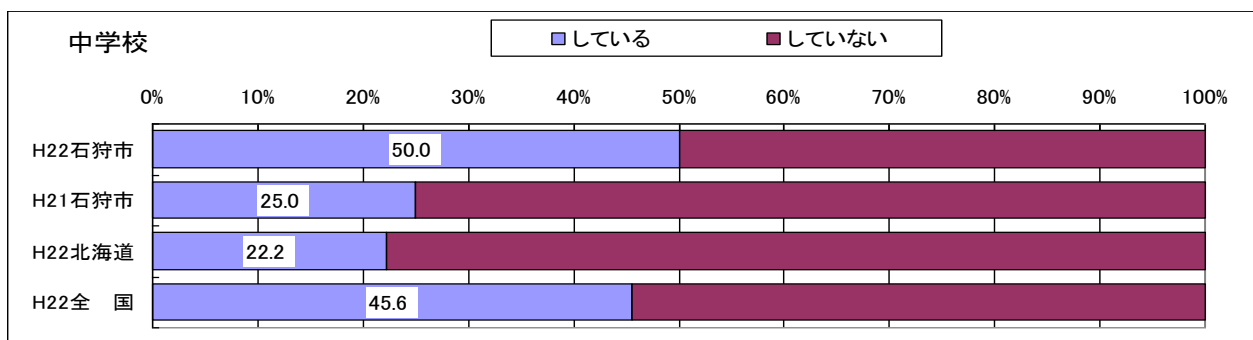
○ 体育・保健体育の授業以外での体力向上に係る取組

- ・ 体育の授業以外で体力向上に係る取組を継続的に実施している学校の割合は、全国平均と比べ、12.0ポイント上回っている。
- ・ 生徒の運動習慣を確立する手だてを「している」と回答した割合は、全国平均と比べ、4.4ポイント上回っている。
- ・ 運動習慣を確立するための手だてでは、全国と同様に、「運動部活動への加入率を向上させるための取組を行っている」と回答した割合が最も高く、次いで「休み時間などに全員が運動やスポーツをする時間などを設定している」が高い。

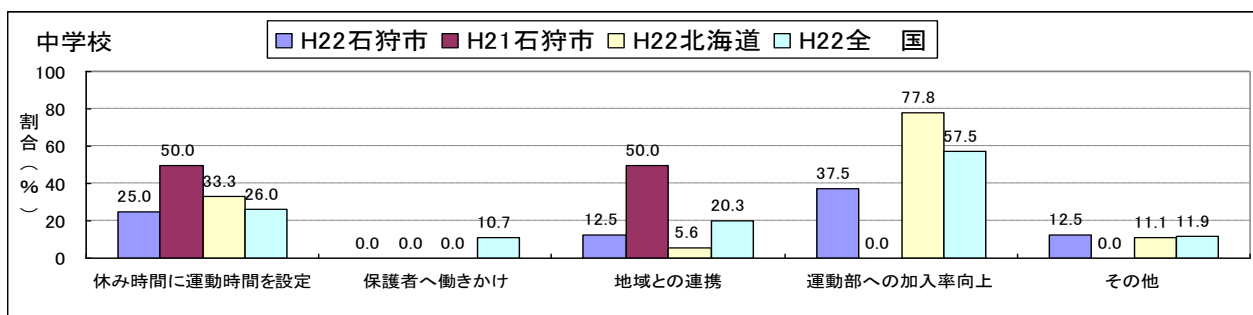
【保健体育の授業以外での取組状況】 学校として、保健体育の授業以外の時間に、生徒の体力の向上に係る取組を実施していますか。（複数回答可）



【運動習慣を確立する手だて】 生徒の運動習慣を確立するために、保健体育の授業以外の時間に何か手だてしていますか。



【運動習慣を確立するための具体的な取組】 具体的にどのようなことをしていますか。（運動習慣を確立するための手だてをしている学校のうち）（複数回答可）

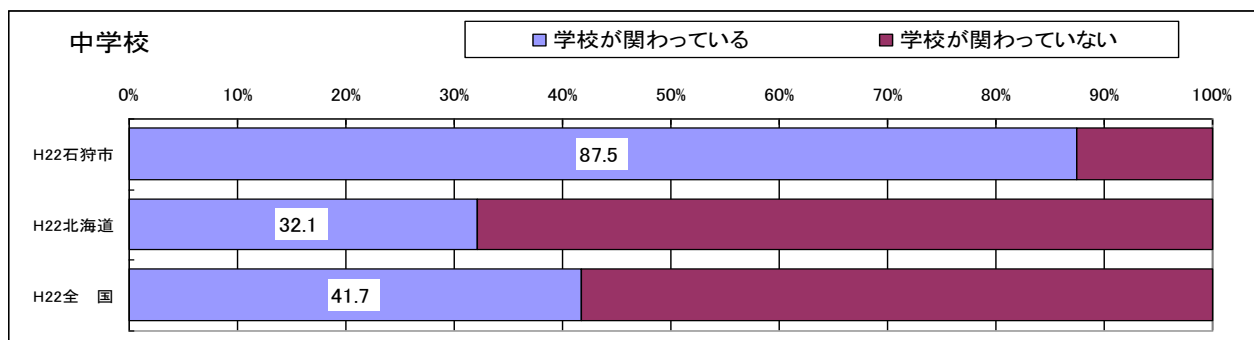


○ 地域との連携の状況

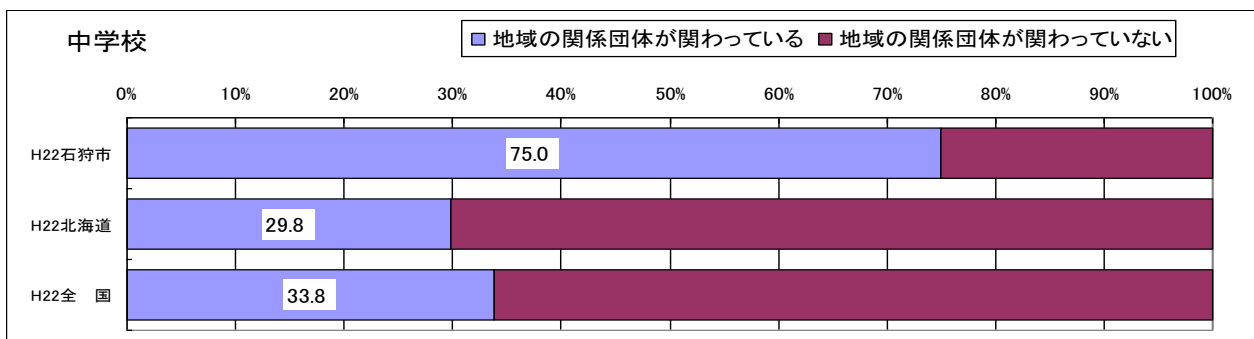
【平成22年度 中学校】

- ・地域が実施する運動やスポーツに関する活動の運営に、学校として「関わっている」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、45.8ポイント上回っている。
- ・学校が実施する運動やスポーツに関する活動に、地域の関係団体が「関わっている」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、41.2ポイント上回っている。
- ・学校の運動やスポーツに関する活動に、地域の人材を「活用している」と回答した学校の割合は、全国平均と比べ、8.5ポイント上回っている。

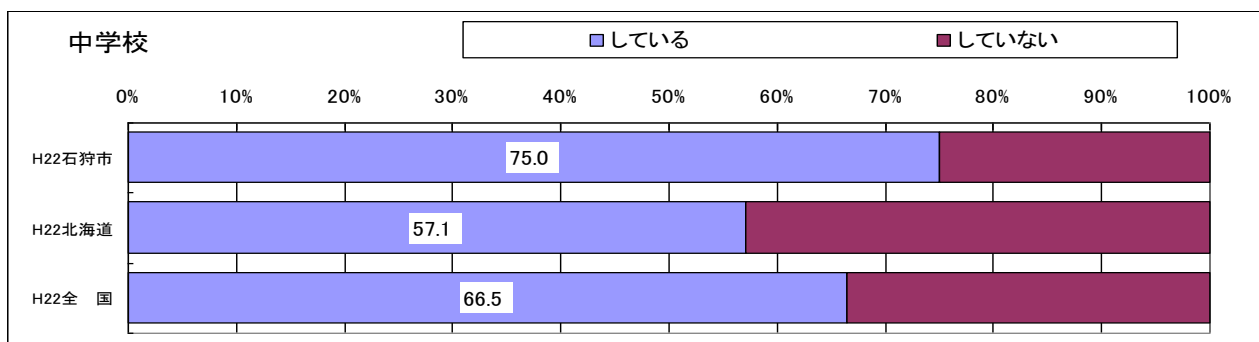
【地域の運営への学校の関わり】 地域が実施する運動やスポーツに関する活動の運営に学校として関わっていますか。



【学校の活動への地域の関わり】 学校が実施する運動やスポーツに関する活動に地域の関係団体が関わっていますか。



【学校の活動への地域人材の活用】 学校の実施する運動やスポーツに関する活動に、地域の人材を活用していますか。

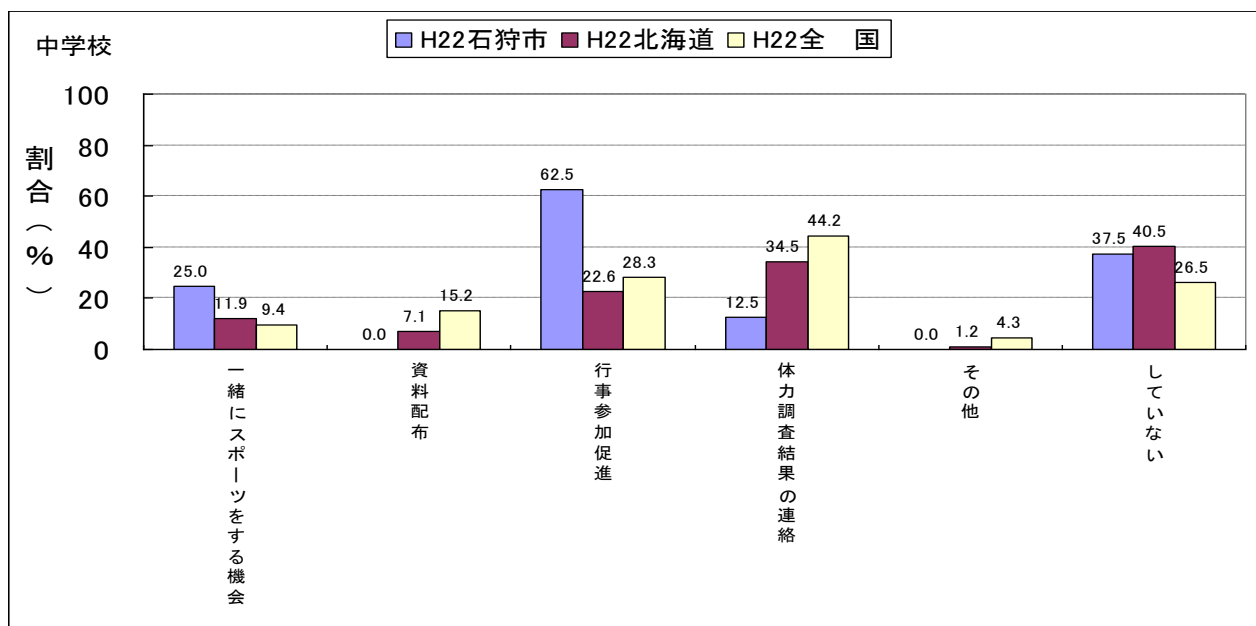


○ 家庭との連携の状況

【平成22年度 中学校】

- ・「地域の運動やスポーツに関する行事に参加するよう促している」と回答した割合が最も高く、次いで「していない」が高い。

【家庭との連携】 運動やスポーツ、子どもの体力について、家庭とどのような連携をしていますか。（複数回答可）



○ その他

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた取組では、「保健体育の授業改善に取り組んだ（取り組む予定である）」と回答した割合が最も高い。

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえた取組】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえて、どのような取組をしましたか。（取り組む予定ですか）（複数回答可）

